

2024年3月期定時株主総会

日時

2024年6月26日(水) 午前10時

受付開始予定時刻 午前9時

場所

東京都新宿区西新宿6-6-2

ヒルトン東京 4階「菊の間」

決議事項

議案 取締役11名選任の件

OUR PURPOSE
私たちの存在意義

Making people's lives healthier, safer and more fulfilling
世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現

OUR CORE VALUES

 <p>PATIENT FOCUS 患者さん第一</p> <p>私たちは、 いかなる時も患者さんを 最優先に考え行動します</p>	 <p>INTEGRITY 誠実</p> <p>私たちは、 正しい行動を取ります</p>	 <p>INNOVATION イノベーション</p> <p>私たちは、 物事をより良くする知識と、 新しい方法を追求します</p>	 <p>IMPACT 実行実現</p> <p>私たちは、 結果に対する責任を持ち、 やり遂げます</p>	 <p>EMPATHY 共感</p> <p>私たちは、 お互いを思いやり、 協力し合います</p>
---	--	---	---	---

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。令和6年能登半島地震により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当社グループは、「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」を経営理念に掲げ、医療従事者の皆さまとともに、病変の早期発見・診断・低侵襲治療に役立つ最適なソリューションおよびサービスの提供を通じ、医療水準の向上に注力しています。

当社は、患者さんの安全に最も重点を置き、グローバル・メドテックカンパニーとして変革するため、2024年1月に当社の行動規範であるコアバリューを改定しました。2018年のコアバリュー策定後、当社は医療機器に特化した企業となりました。変革に見合った優先事項と従業員に求める行動を見直した結果、この度コアバリューを刷新することといたしました。「PATIENT FOCUS(患者さん第一)」「INNOVATION(イノベーション)」「IMPACT(実行実現)」を新たに加え、これまでのコアバリューから継続された「INTEGRITY(誠実)」と「EMPATHY(共感)」とともに推進していきます。この新たなコアバリューのもと、2023年5月に発表した経営戦略に基づき、世界をリードするグローバル・メドテックカンパニーとして、さらなる飛躍と持続的な成長をしてまいります。


株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



取締役 代表執行役社長兼CEO
シュテファン・カウフマン


目次

2024年3月期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	9
ご参考 (取締役選任議案が可決された場合の体制等)	23
事業報告	27
連結計算書類	61
計算書類	99
監査報告書	115
ご参考 (患者さんのために取り組んでいること等)	119



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。

<https://p.sokai.jp/7733/>



株主各位

証券コード 7733
2024年6月4日
(電子提供措置の開始日 2024年5月30日)
東京都八王子市石川町2951番地

オリンパス株式会社
取締役
代表執行役社長兼CEO シュテファン・カウフマン

2024年3月期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社2024年3月期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会におきましては、当日会場にお越しいただくことなく、インターネットによる出席（以下、「バーチャル出席」）の方法により、ご質問および議決権行使を行っていただくことができます（詳細は、5～8頁の「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。）。
また、当社指定のウェブサイトにおいて、株主さまからの事前のご質問も受け付けています（詳細は、8頁の「事前質問受付のご案内」をご参照ください。）。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら、3～4頁の「議決権行使のご案内」をご参照いただき、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時	2024年6月26日（水）午前10時（受付開始予定時刻 午前9時）
② 場 所	東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 ヒルトン東京 4階 「菊の間」
③ 目的事項	報告事項 1. 2024年3月期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2024年3月期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 議案 取締役11名選任の件

以 上

電子提供措置について

●本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、以下の各ウェブサイトにて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://www.olympus.co.jp/ir/stock/meeting.html>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス） <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
※「銘柄名（会社名）」に「オリンパス」または「コード」に「7733」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7733/tei/ji/>



交付書面の一部記載省略について

●電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面への記載を、法令および定款に基づき省略しています。これらの事項は上記の各ウェブサイトに掲載しております。
なお、監査委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

【事業報告】

1. 当社グループの現況に関する事項
「2.事業別の状況」、「3.財産および損益の状況の推移」、「8.主要な営業所および工場」、「9.従業員の状況」、「10.主要な借入先の状況」、「11.その他当社グループの現況に関する重要な事項」
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社の新株予約権等に関する事項
4. 会社役員に関する事項
「2.責任限定契約の内容の概要」、「3.補償契約の内容の概要」、「4.役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「6.社外役員に関する事項」
5. 会計監査人に関する事項
6. 会社の体制および方針
「1.業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、「2.会社の支配に関する基本方針」、「3.剰余金の配当等の決定に関する方針」

【連結計算書類および計算書類】

「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

事前に議決権を行使される場合

書面（郵送）で議決権を行使される場合

行使期限 **2024年6月25日（火曜日）**
午後5時30分到着分まで



本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネットで議決権を行使される場合

行使期限 **2024年6月25日（火曜日）**
午後5時30分まで



当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に沿って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください

事前の議決権行使のお取り扱いについて

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。
- 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- バーチャル出席された場合における事前の議決権行使のお取り扱いについては、7頁の「2. 事前および当日の議決権行使のお取り扱い」をご参照ください。

株主総会に出席し議決権を行使される場合

会場から出席される場合

日時 **2024年6月26日（水曜日）**
午前10時（受付開始予定時刻：午前9時）



本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

バーチャル出席される場合

日時 **2024年6月26日（水曜日）**
午前10時



当社指定のウェブサイトへアクセスのうえ、バーチャル株主総会システムにログインください。

詳細は5～8頁をご参照ください

株主総会へのご出席について

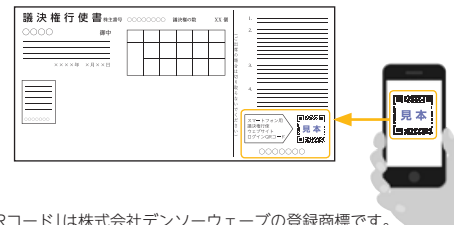
- 総会当日、会場内の座席数の都合上、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- 総会当日、電子提供措置事項を印刷した書面の交付は行いません。必要な株主さまは、2頁に記載の各ウェブサイトより電子提供措置事項を印刷いただき、ご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

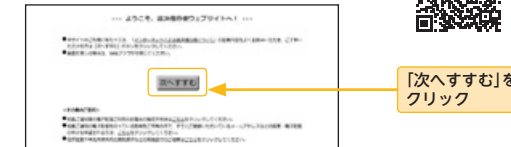
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

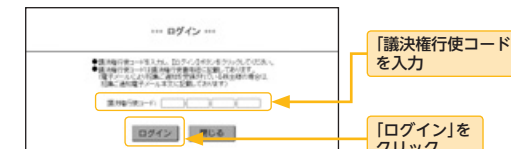
議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

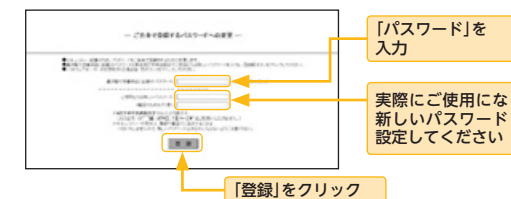
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート


専用ダイヤル ☎0120-652-031（午前9時～午後9時受付）
議決権行使に関する事項以外のご照会 ☎0120-782-031（平日午前9時～午後5時受付）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

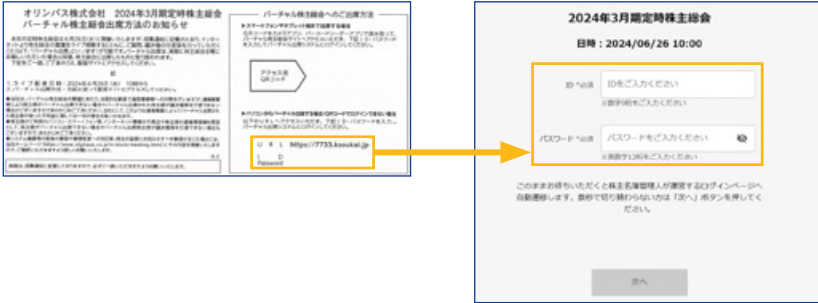
バーチャル出席のご案内

本株主総会におきましては、当日会場にお越しいただくことなく、当社指定のウェブサイトよりライブ配信をご視聴いただきながら、ご質問および議決権の行使を行っていただく「バーチャル出席」が可能です。バーチャル出席は、実際に会場にお越しいただいた場合と同様、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。なお、動議のお取り扱いをはじめ、システム等の都合上、会場出席の株主さまと完全に同じお取り扱いをさせていただくことは難しい点、ご了承ください。


配信日時	2024年6月26日（水曜日）午前10時より
ウェブサイト	https://7733.ksoukai.jp ※事前にアクセスいただき、視聴確認用のテストページが問題なく表示されるか、ご確認をお願いいたします。




①上記ウェブサイトアクセスし、本招集ご通知に同封の「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」記載のIDおよびパスワードをご入力の上、「次へ」ボタンをクリックします。（バーチャル株主総会システムにログインします。）



②「出席を申し込む」ボタンをクリックします。

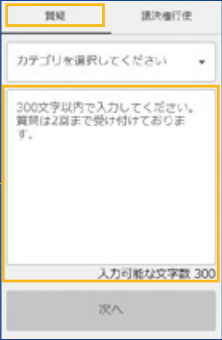


③「出席」ボタンをクリックします。
※「出席」ボタンは当日午前9時30分頃からクリック可能になります。



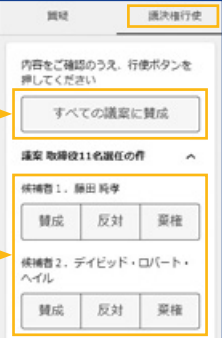
出席の方法

本株主総会開会後から質疑応答の開始5分後までに、以下の手順でご質問いただくことができます。なお、ご質問の範囲は、本株主総会における目的事項に関連する事項に限らせていただきます。また、お一人さま2問まで（1問につき最大300文字まで）とさせていただきます。



- ①ライブ配信画面の「質疑」のタブをクリックします。
- ②質問カテゴリを選択のうえ、ご質問をご入力し、「次へ」ボタンをクリックします。
- ③内容をご確認のうえ、「送信する」ボタンをクリックします。

本株主総会開会後から決議事項の採決時まで、以下の手順で議決権を行使いただくことができます。



- ①ライブ配信画面の「議決権行使」のタブをクリックします。
- ②議案の全てに賛成される場合
「すべての議案に賛成」を選択し、下部の「行使する」ボタンをクリックします。
議案について個別に賛否等の意思表示をされる場合
すべての決議事項に対して「賛成」、「反対」または「棄権」を選択し、下部の「行使する」ボタンをクリックします。

※「行使する」ボタンのクリックは1回までです。

【バーチャル株主総会に関するお問い合わせ先】

バーチャル株主総会に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせに対応しておりますので、「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」をお手元にご準備のうえ、以下にお問い合わせください。
 なお、バーチャル出席用のID・パスワード、インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能、株主総会当日において株主さま側の環境等が原因と思われるトラブルについては、ご回答しかねますので、あらかじめご了承ください。

<バーチャル株主総会一般に関するお問合せ>
 三井住友信託銀行
 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
 電話番号：0120-782-041
 受付：午前9時～午後5時（土日祝日を除く。）

<システムに関する技術的なお問合せ>
 株式会社ブイキューブ
 電話番号：03-6833-6252
 受付：2024年6月25日（火曜日）午前9時～午後9時
 6月26日（水曜日）午前9時～本株主総会終了時まで

バーチャル出席における注意事項（必ずご確認ください）

1. ご質問のお取り扱い

- 質疑応答の時間に限りがありますので、本株主総会開催中にすべてのご質問に対しご回答しかねる場合がございます点、あらかじめご了承ください。
- 同じ質問を多数回連続して送信したり、個人的な攻撃等の不適切な内容を含む質問を繰り返し送信したりするなど、議事の進行やバーチャル株主総会システムの安定的な運営に支障があると判断した場合には、議長または議長の指揮命令に従い、バーチャル株主総会システムを管理する事務局の判断により、当社から当該バーチャル出席の株主さまとの通信を強制的に途絶させていただきます場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2. 事前および当日の議決権行使のお取り扱い

- 書面またはインターネットにより事前に議決権を行使された株主さまがバーチャル出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、当日の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。
- 事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。
- 事前に議決権を行使せず、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認できない場合には、賛成、反対および棄権のいずれにも加算しないものとしてお取り扱いします。
- 会場出席に加えてバーチャル出席をされた場合には、バーチャル株主総会システムからの議決権行使が確認された時点で、バーチャル株主総会システムからの議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。

3. 動議のお取り扱い

- バーチャル出席の株主さまからの動議は、システム等の都合上、取り上げることが困難な場合があるため、株主総会の手続きに関するものおよび議案に関するものを含めてすべて、提出は受け付けないこととさせていただきます。また、動議の採決につきましても、バーチャル出席の株主さまは、棄権または欠席として取り扱うこととなりますので、あらかじめご了承ください。

4. 通信環境および通信障害等

- バーチャル出席いただくには、株主の皆さまにおいて、通信環境等を整えていただく必要がございます。株主さまがご利用のパソコン・スマートフォン等、インターネット環境の不具合や通信環境等を原因として、バーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

OS	Windows 10/11、MacOS 最新版	
ブラウザ	Windows	Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome
	MacOS	Safari
スマートフォン	<iPhone> iOS 12以上（ブラウザ：Safari）、<iPad> iOS 13以上（ブラウザ：Safari）、<Android> 8以上（ブラウザ：Google Chrome）	
通信速度	推奨5Mbps	
動作環境	PC	https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm01
	スマートフォン	https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm02

- バーチャル出席に必要となる通信機器類および通信料等一切の費用につきましては、株主さまのご負担とさせていただきます点、ご了承ください。
- 当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信環境等の影響により、ライブ配信の画像や音声の乱れ、一時断絶などの通信障害その他のトラブルが発生する場合、株主さまがバーチャル出席できない場合または議決権等を行使できない場合がございますのであらかじめご了承ください。当社として、このような通信障害等によってバーチャル出席の株主さまが被った不利益に関しては一切の責任を負いかねます。

5. 注意事項

- バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみです。
- バーチャル出席によるご出席は、株主さま本人に限定しています。（代理人による出席を希望される株主さまは、法令および定款等の定めに従い、当日会場出席される株主さま1名に委任いただきますようお願いいたします。）
- バーチャル出席用のIDおよびパスワードを第三者に共有すること、本株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- バーチャル出席の株主さまが、音声等を通じて得た他の株主さまの個人情報やその他プライバシーに関わる事項を第三者に開示・提供することは固く禁じさせていただきます。
- 当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更または中止とさせていただきます場合がございます。
- システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、バーチャル株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://www.olympus.co.jp/ir/stock/meeting.html>）においてお知らせします。

事前質問受付のご案内

当社指定のウェブサイトにおいて、株主さまから事前にご質問をお受けします。

受付期間

2024年6月5日（水曜日）午前9時～6月19日（水曜日）午後5時30分まで

ウェブサイト

<https://7733.ksoukai.jp>



事前質問の方法

- ① 上記ウェブサイトアクセスし、5頁の「バーチャル出席のご案内」に記載の「出席の方法」①の手順に沿って、バーチャル株主総会システムにログインします。
- ② 「事前質問を行う」ボタンをクリックします。
- ③ 質問カテゴリを選択のうえ、ご質問をご入力し、「次へ」ボタンをクリックします。
※ご質問の範囲は、本株主総会における目的事項に関連する事項に限らせていただきます。
※お一人さま2問まで（1問につき最大300文字まで）とさせていただきます。
- ④ 内容をご確認のうえ、「申し込む」ボタンをクリックします。



- 株主の皆さまのご関心が高い事項につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定ですが、質疑応答の時間に限りがありますので、すべてのご質問に対しご回答しかねる場合がございます点、あらかじめご了承ください。

議案 取締役11名選任の件

取締役全員（13名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、モニタリング・ボードとしての多様性およびサステナビリティを保持しつつ、効率性および実効性を高めるため2名減員し、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	多様性	
			性別	外国籍
1	藤田 純孝	社外取締役 取締役会議長	男	
2	デイビッド・ロバート・ヘイル	社外取締役	男	●
3	ジミー・シー・ビーズリー	社外取締役	男	●
4	市川 佐知子	社外取締役	女	
5	観 恒平	社外取締役	男	
6	ゲイリー・ジョン・ブルーデン	社外取締役	男	●
7	ルアン・マリー・ペンディ	社外取締役	女	●
8	岩崎 真人	—	男	
9	竹内 康雄	取締役 代表執行役 会長兼 ESG オフィサー	男	
10	シュテファン・カウフマン	取締役 代表執行役 社長兼チーフエグゼクティブオフィサー（CEO）	男	●
11	大久保 俊彦	取締役	男	

取締役候補者の主な経験・知見								就任予定			
経営全般	国際 ビジネス	ヘルスケア 業界	品質保証	法務・ リスク管理	財務・会計	人材開発	ESG	取締役会 議長	指名 委員	報酬 委員	監査 委員
●	●				●		●	●	● (委員長)		
●	●	●			●					●	
●	●	●	●							● (委員長)	
	●			●	●		●				●
	●			●	●		●				● (委員長)
●	●	●	●						●		
●	●	●			●		●			●	
●	●	●				●	●		●		
	●	●									●

(注) 上記の経験・知見については、候補者の有する全ての経験・知見を表すものではありません。

1 藤田 純孝 (1942年12月24日生)

再任

独立

社外



略歴ならびに当社における地位および担当

- 1965年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
- 1995年 6月 同社取締役
- 1997年 4月 同社常務取締役
- 1998年 4月 同社代表取締役常務取締役
- 1999年 4月 同社代表取締役専務取締役
- 2001年 4月 同社代表取締役副社長
- 2006年 4月 同社代表取締役副会長
- 2006年 6月 同社取締役副会長
- 2007年 6月 株式会社オリエントコーポレーション社外取締役
- 2008年 6月 伊藤忠商事株式会社相談役
古河電気工業株式会社社外取締役
日本興亜損害保険株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 社外監査役
- 2009年 6月 日本板硝子株式会社社外取締役
- 2010年 4月 NKSJホールディングス株式会社 (現 SOMPOホールディングス株式会社) 社外取締役
- 2011年 6月 一般社団法人日本CFO協会理事長
- 2012年 4月 当社社外取締役 (現任)

■所有する当社株式の数
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
19,801株
(8,646株)

■社外取締役在任年数
12年

■当期における出席状況
取締役会
14/14回 (100%)
指名委員会
13/13回 (100%)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由および期待される役割の概要

藤田純孝氏は、伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しています。また、複数の他企業における社外取締役および社外監査役の経験および一般社団法人日本CFO協会の理事長の経験を通じ、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。同氏は2012年4月に当社取締役に就任以降、取締役会において、当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、任意に設置した報酬委員会の委員長として、透明性ある役員報酬体系の構築に貢献いただきました。2018年6月以降は、当社取締役会の議長として、取締役会をリードしてまいりました。さらに、2019年6月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、指名委員会の委員長として、取締役の選任に関する議案の内容の決定を推進してまいりました。当社は、社外取締役に対し、株主からの負託に基づき、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要不可欠な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、取締役会議長として経営の監督機能をリードいただくこと、また指名委員会の委員長として当社の役員候補者の選定をリードいただくことを期待しています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

2 デイビッド・ロバート・ヘイル (1984年12月21日生)

再任

独立

社外



略歴ならびに当社における地位および担当

- 2007年 9月 The Parthenon Group (現 EY-Parthenon) 入社
- 2009年 1月 Strategic Value Capital* アナリスト
* The Parthenon Groupの投資子会社
- 2009年 6月 The Parthenon Group シニアアソシエイト
- 2010年 5月 同社プリンシパル
- 2011年 1月 ValueAct Capital Management L.P. 入社
- 2012年12月 同社バイスプレジデント
- 2014年 5月 同社パートナー
- 2015年 3月 MSCI Inc. ディレクター
- 2015年 8月 Bausch Health Companies Inc. ディレクター
- 2019年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2021年 6月 JSR株式会社社外取締役 (2024年6月27日退任予定)
- 2023年 8月 ValueAct Capital Management L.P. 共同チーフエグゼクティブオフィサー (現任)

■所有する当社株式の数
0株

■社外取締役在任年数
5年

■当期における出席状況
取締役会
14/14回 (100%)
指名委員会
2/2回 (100%)

重要な兼職の状況

JSR株式会社社外取締役 (2024年6月27日退任予定)、ValueAct Capital Management L.P. 共同チーフエグゼクティブオフィサー

選任の理由および期待される役割の概要

デイビッド・ロバート・ヘイル氏は、当社の株主であるValueAct Capital Management L.P. (以下、「VAC社」) の経営者であり、多様な業界における経験豊富な経営コンサルタントおよび投資家として、グローバルな資本市場やヘルスケア業界における知見をもってグローバル企業の変革支援を果たしており、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。同氏は2019年6月に当社取締役に就任以降、取締役会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、2023年6月まで指名委員会の委員として取締役の選任に関する議案の内容の決定を推進いただきました。当社は、社外取締役に対し、株主からの負託に基づき、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要不可欠な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、報酬委員会の委員として、客観的および中立的立場で関与いただくことを期待しています。なお、同氏が共同チーフエグゼクティブオフィサーを務めるVAC社は当社の株主であることから、株主の声を経営に反映することで、企業価値向上に貢献いただけると考えています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



略歴ならびに当社における地位および担当

1986年 3月 Roche Laboratories (Division of Hoffman LaRoche) 地区マネージャー
 1989年 6月 C. R. Bard Inc. バイスプレジデント 営業マーケティング担当
 2003年 6月 同社Bard Access Systems部門プレジデント
 2007年 4月 同社Bard Peripheral Vascular部門プレジデント
 2009年 5月 同社グループ・バイスプレジデント
 2013年 6月 同社グループ・プレジデント
 2018年 5月 ValueAct Capital Management L.P. (以下、「VAC社」) への
 コンサルタント兼エグゼクティブアドバイザー
 ※エグゼクティブアドバイザーの役割は、VAC社のコンサルティングであり、同社の従業員ではありません。本コンサルティング契約は、2019年3月に終了しています。
 2019年 6月 当社社外取締役 (現任)

■所有する当社株式の数
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
 5,946株
 (3,560株)

■社外取締役在任年数
 5年

■当期における出席状況
 取締役会
 14/14回 (100%)
 報酬委員会
 11/11回 (100%)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由および期待される役割の概要

ジミー・シー・ビーズリー氏は、ヘルスケア業界における世界的なリーディング企業の1つであるC. R. Bard社グループでの30年におよぶグローバルでの事業経験および経営陣として豊富な経験を通じ、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。同氏は2019年6月に当社取締役に就任以降、取締役会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、報酬委員会の委員として役員報酬の決定を推進してまいりました。当社は、社外取締役に對し、株主からの負託に基づき、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要な不可欠な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、報酬委員会の委員長として、経営陣に對し適切なインセンティブが付与されるよう、報酬委員会をリードいただくことを期待しています。なお、同氏は当社の目指すグローバル・メドテックカンパニーとしての取締役会の国際性を含めた多様性を高めるとともに、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上に貢献いただけると考えています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



略歴ならびに当社における地位および担当

1997年 4月 弁護士登録
 田辺総合法律事務所入所
 2005年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
 2009年11月 公益社団法人会社役員育成機構監事
 2011年 1月 田辺総合法律事務所パートナー (現任)
 2015年 6月 アンリツ株式会社社外取締役
 公益社団法人会社役員育成機構理事
 2018年 4月 米国公認会計士登録
 2018年 5月 株式会社良品計画社外監査役
 2020年 6月 公益社団法人会社役員育成機構監事
 2021年 6月 東京エレクトロン株式会社社外取締役 (現任)
 当社社外取締役 (現任)
 2022年 6月 公益社団法人会社役員育成機構理事 (現任)
 2024年 6月 アズビル株式会社社外取締役 (2024年6月25日就任予定)

■所有する当社株式の数
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
 7,105株
 (7,105株)

■社外取締役在任年数
 3年

■当期における出席状況
 取締役会
 14/14回 (100%)
 監査委員会
 27/27回 (100%)

重要な兼職の状況

田辺総合法律事務所パートナー、東京エレクトロン株式会社社外取締役、公益社団法人会社役員育成機構理事、アズビル株式会社社外取締役 (2024年6月25日就任予定)

選任の理由および期待される役割の概要

市川佐知子氏は、弁護士 (日本および米国ニューヨーク州) および米国公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識、グローバルな視点を有しています。また、複数の他企業における社外取締役および社外監査役の経験および公益社団法人会社役員育成機構の監事としての経験を通じ、当社社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。同氏は2021年6月に当社取締役に就任以降、取締役会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、監査委員会の委員として当社の取締役および執行役の職務執行の監査を推進してまいりました。当社は、社外取締役に對し、株主からの負託に基づき、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要な不可欠な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、監査委員会の委員として、客観的および中立的立場で関与いただくことを期待しています。なお、同氏は、過去に社外取締役および監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

5 観 恒平

(1960年3月7日生)

再任

独立

社外



略歴ならびに当社における地位および担当

- 1986年 9月 公認会計士登録
- 1987年 4月 監査法人三田会計社（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 1998年 6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）社員（パートナー）
- 2013年11月 デロイトトーマツグループおよび有限責任監査法人トーマツボードメンバー
- 2015年11月 有限責任監査法人トーマツ包括代表
- 2018年 6月 デロイトトーマツ合同会社シニアアドバイザー
- 2018年 9月 デロイトアジアパシフィックリミテッド監査保証業務リーダー
- 2020年 1月 同社シニアアドバイザー
- 2020年10月 観恒平公認会計士事務所長（現任）
- 2020年11月 国際会計士連盟（IFAC）ボードメンバー（現任）
- 2022年 1月 日本公認会計士協会シニアアドバイザー（現任）
- 2022年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

観恒平公認会計士事務所長、国際会計士連盟（IFAC）ボードメンバー、日本公認会計士協会シニアアドバイザー

選任の理由および期待される役割の概要

観恒平氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識に加え、有限責任監査法人トーマツの包括代表としての豊富な経験と幅広い知識を有しています。また、同氏は、同法人において海外勤務および海外の監査保証業務における責任者の経験を有し、グローバルな視点も兼ね備え、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。さらに、現在は、国際会計士連盟のボードメンバーとして選出されています。同氏は2022年6月に当社取締役に就任以降、取締役会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、監査委員会の委員として当社の取締役および執行役の職務執行の監査を推進してまいりました。当社は、社外取締役に對し、株主からの負託に基づき、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要不可欠な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、監査委員会の委員長として、取締役および執行役に対する職務執行監査をリードいただくことを期待しています。なお、同氏は、過去に社外取締役および監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■所有する当社株式の数
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
7,424株
(5,798株)

■社外取締役在任年数
2年

■当期における出席状況
取締役会
14/14回 (100%)
監査委員会
27/27回 (100%)

6 ゲイリー・ジョン・プルーデン

(1961年5月10日生)

再任

独立

社外



略歴ならびに当社における地位および担当

- 1985年10月 Janssen Pharmaceutica入社
- 1999年 6月 同社GI Franchise マーケティングディレクター
- 2001年 5月 同社Primary Care Franchise マーケティングバイスプレジデント
- 2002年11月 同社CNS Franchise マーケティングバイスプレジデント
- 2004年 2月 Janssen-Ortho Canada INC プレジデント兼チーフオペレーティングオフィサー
- 2006年 1月 Ethicon Products Inc. ワールドワイドプレジデント
- 2009年 4月 Ethicon Franchise Inc. カンパニーグループチェアマン
- 2012年 1月 Johnson & Johnson Global Surgery Group ワールドワイドチェアマン
- 2015年 6月 同社Medical Devicesエグゼクティブバイスプレジデント兼ワールドワイドチェアマン
- 2017年12月 Motus GI Holdings Inc. 社外取締役（現任）
- 2018年 4月 Lantheus Holdings Inc. 社外取締役（現任）
- 2019年12月 GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー（現任）
- 2022年 6月 当社社外取締役（現任）

■所有する当社株式の数
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
4,598株
(3,560株)

■社外取締役在任年数
2年

■当期における出席状況
取締役会
14/14回 (100%)
指名委員会
10/11回 (90.9%)
報酬委員会
3/3回 (100%)

重要な兼職の状況

Motus GI Holdings Inc. 社外取締役、Lantheus Holdings Inc. 社外取締役、GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー

選任の理由および期待される役割の概要

ゲイリー・ジョン・プルーデン氏は、ヘルスケア業界における世界的なリーディング企業の1つである Johnson & Johnson グループにおいて 30 年を超えるグローバルでの事業経験および経営者としての豊富な経験と知見を有しています。また、複数の米国企業の社外取締役の経験も有しています。同氏は2022年6月に当社取締役に就任以降、取締役会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、2023年6月まで報酬委員会の委員として、役員報酬の決定を推進していただきました。2023年6月からは、指名委員会の委員として、取締役の選任に関する議案の内容の決定を推進してまいりました。当社は、社外取締役に對し、株主からの負託に基づき、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要不可欠な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、指名委員会の委員として、客観的および中立的立場で関与いただくことを期待しています。なお、同氏は当社の目指すグローバル・メドテックカンパニーとしての取締役会の国際性を含む多様性を高めるとともに、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上に貢献いただけると考えています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

7 ルアン・マリー・ペンディ (1960年5月8日生)

再任

独立

社外



略歴ならびに当社における地位および担当

- 1987年12月 Abbott Laboratories入社
- 1998年 2月 同社Quality Control Production Laboratories ディレクター
- 2007年 2月 Hospira, Inc.グローバルクオリティ&レギュラトリーアフェアーズコーポレート・バイスプレジデント
- 2008年11月 Medtronic Inc. (現 Medtronic plc.) コーポレートクオリティバイスプレジデント
- 2014年 6月 同社グローバルクオリティシニアバイスプレジデント
- 2017年11月 同社レギュラトリーアフェアーズ&グローバルクオリティシニアバイスプレジデント
- 2018年 1月 同社シニアバイスプレジデント、チーフクオリティオフィサー&チーフレギュラトリーオフィサー
- 2023年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由および期待される役割の概要

ルアン・マリー・ペンディ氏は、ヘルスケア業界における世界的なリーディング企業の1つである Medtronic plc.や他の複数の企業での活動を通じて豊富な経験と幅広い知識を有しています。特に、品質保証および法規制 (QA&RA) 分野での経験ならびに品質に関する委員会での経験を通じ、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。同氏は2023年6月に当社取締役に就任以降、取締役会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、報酬委員会の委員として、役員報酬の決定を推進してまいりました。当社は、社外取締役に對し、株主からの負託に基づき、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要な不可欠な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、報酬委員会の委員として、客観的および中立的立場で関与いただくことを期待しています。なお、同氏は当社の目指すグローバル・メドテックカンパニーとしての取締役会の国際性を含む多様性を高めるとともに、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上に貢献いただけたと考えています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■所有する当社株式の数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

3,560株
(3,560株)

■社外取締役在任年数

1年

■当期における出席状況

取締役会
11/11回 (100%)
報酬委員会
8/8回 (100%)

8 いわさき まさと 岩崎 真人 (1958年11月6日生)

新任

独立

社外



略歴ならびに当社における地位および担当

- 1985年 4月 武田薬品工業株式会社入社
- 2008年 4月 同社製品戦略部長 シニアバイスプレジデント
- 2010年 6月 同社コーポレートオフィサー
- 2012年 1月 武田ファーマシューティカルズ・インターナショナルInc. チーフメディカル&サイエンティフィック・オフィサー・オフィス長
- 2012年 4月 武田薬品工業株式会社医薬営業本部長
- 2012年 6月 同社取締役
- 2015年 4月 同社ジャパンファーマビジネスユニットプレジデント
- 2021年 4月 同社日本管掌
- 2021年 6月 同社代表取締役
- 2022年 6月 JSR株式会社社外取締役 (2024年6月27日退任予定)
- 2023年 6月 公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会保障委員会委員長 (現任)
株式会社Rock&Company代表取締役兼チーフエグゼクティブオフィサー (現任)
- 2023年 9月 セルソース株式会社創業戦略顧問 (現任)

■所有する当社株式の数

0株

■社外取締役在任年数

一年

■当期における出席状況

取締役会
-回 (-%)

重要な兼職の状況

JSR株式会社社外取締役 (2024年6月27日退任予定)、公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会保障委員会委員長、株式会社Rock&Company代表取締役兼チーフエグゼクティブオフィサー、セルソース株式会社創業戦略顧問

選任の理由および期待される役割の概要

岩崎真人氏は、武田薬品工業株式会社で経営者を務めた経験から、ヘルスケア業界における経営者として豊富かつ幅広い知識を有しています。また、同社においてグローバル化を推進するための海外企業の買収および設立ならびに組織再編を主導した経験に加え、他企業における社外取締役の経験を通じ、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。さらに、現在は、公益社団法人経済同友会の経済・財政・金融・社会保障委員会の委員長を務めています。当社は、社外取締役に對し、株主からの負託に基づき、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要な不可欠な人材であると判断し、新たに社外取締役候補者となりました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、指名委員会の委員として、客観的および中立的立場で関与いただくことを期待しています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



■所有する当社株式の数
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
248,740株
(99,641株)

■取締役在任年数
12年

■当期における出席状況
取締役会
14/14回 (100%)
指名委員会
2/2回 (100%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1980年 4月 当社入社
2009年 4月 Olympus Europa Holding GmbH (現 Olympus Europa SE & Co.KG) 取締役
2009年 6月 当社執行役員
2011年10月 Olympus Europa Holding GmbH (現 Olympus Europa SE & Co.KG) 取締役会長
2012年 4月 当社取締役 (現任)
当社専務執行役員
当社グループ経営統括室長
Olympus Corporation of the Americas 取締役会長
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited 董事
2013年 3月 Olympus Europa Holding SE 取締役
2015年 4月 当社経営統括室長
2016年 4月 当社副社長執行役員
当社チーフファイナンシャルオフィサー (CFO)
当社地域統括会社統括役員
2019年 4月 当社代表取締役
当社社長執行役員
当社チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)
2019年 6月 当社代表執行役社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)
2023年 4月 当社代表執行役会長 (現任)
当社ESGオフィサー (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

竹内康雄氏は、当社において経理や企画部門での経験を持ち、また海外駐在歴が長く欧州や英国および米国の子会社の役員を歴任した経験を有しています。同氏は2012年4月に当社取締役就任以降、経営統括部門・財務経理部門を束ねるグループ経営統括室長として財務の健全化等の取り組みを主導しました。また、2019年4月に当社代表取締役社長執行役員兼CEO、同年6月には代表執行役社長兼CEOに就任し、最高経営責任者として企業変革プラン「Transform Olympus」およびそれに基づく経営戦略をリードしました。さらに、2023年6月まで指名委員会の委員として取締役の選任に関する議案の内容の決定を推進しました。2023年4月以降は、会長として最高経営責任者をサポートすることにより、当社グループの持続的な成長に貢献してきました。以上のことから、同氏は当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、報酬委員会の委員として、経営陣に対し適切なインセンティブが付与されるよう関与する予定です。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



■所有する当社株式の数
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
169,149株
(115,805株)

■取締役在任年数
5年

■当期における出席状況
取締役会
14/14回 (100%)
指名委員会
11/11回 (100%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1990年 9月 Karstadt AG 人事機能勤務
2000年10月 Thomas Cook 人事部長
2003年 5月 Olympus Europa GmbH (現 Olympus Europa SE & Co.KG) 入社
同社人事部ゼネラルマネージャー
2008年 4月 同社コーポレート部門マネジング・ディレクター
2011年11月 同社エグゼクティブマネジング・ディレクター
2013年 9月 同社コンシューマ事業マネジング・ディレクター
2017年 4月 当社執行役員
2019年 4月 当社チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO)
Olympus Europa Holding SEスーパーバイザリーボード (チェアマン)
2019年 6月 当社取締役 (現任)
当社執行役チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO)
2022年 4月 当社チーフストラテジーオフィサー (CSO)
当社ESGオフィサー
Olympus (China) Co., Ltd. 董事
2023年 4月 当社代表執行役社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO) (現任)
Olympus Corporation of the Americas 取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

シュテファン・カウフマン氏は、欧州における他企業や当社の海外子会社において管理・人事部門および効率向上プロジェクトを率いたグローバルかつ多角的なビジネスの経験ならびにコーポレート部門での経験と見識を有しています。同氏は2019年4月にCAO、同年6月には取締役および執行役に就任し、当社の人材マネジメントおよびグループ経営基盤の高度化・効率化を推進しました。また、当社企業変革プラン「Transform Olympus」およびそれに基づく経営戦略をCEOとともに推進しました。さらに、事業ポートフォリオの選択と集中や、成長領域への積極投資、固定費の構造改革など、さまざまな取り組みを行いました。2023年4月に最高経営責任者 (CEO) に就任して以降は、新経営戦略の着実な実行のため、経営基盤の強化を牽引するとともに、取締役会において代表執行役として説明責任を果たしてきました。また、2023年6月から指名委員会の委員として取締役の選任に関する議案の内容の決定を推進してきました。以上のことから、同氏は当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、指名委員会の委員として、役員候補者の選定に関与する予定です。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

11 おおくぼ としひこ 大久保 俊彦 (1960年6月1日生)

再任 非執行



■所有する当社株式の数
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
24,709株
(9,688株)

■取締役在任年数
1年

■当期における出席状況
取締役会
11/11回 (100%)
監査委員会
19/19回 (100%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1991年 2月 当社入社
- 2005年 7月 Olympus NDT Corporation (現 Evident Scientific Inc.) 社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)
- 2011年 8月 当社ライフ・産業システムカンパニー統括本部長
- 2013年 6月 Olympus NDT Corporation (現 Evident Scientific Inc.) 会長
- 2014年 4月 当社執行役員
- 2015年 4月 当社科学事業戦略本部長
- 2016年 4月 当社科学事業ユニット長
- 2019年 4月 当社新事業開発シニアバイスプレジデント
- 2021年 4月 当社経営企画シニアバイスプレジデント
- 2022年 4月 当社副チーフストラテジーオフィサー
- 2023年 4月 当社チーフストラテジーオフィサー付
- 2023年 6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

大久保俊彦氏は、当社において事業部門でのグローバルなビジネス経験および当社国内外の関係会社において役員を歴任した経験を有しています。同氏は2014年4月に当社執行役員に就任し、科学事業の構造改革を推進するとともに、2019年以降は映像事業の譲渡、科学事業の分社化および譲渡、経営戦略を踏まえた事業ポートフォリオの選択と集中を主導しました。同氏は2023年6月に当社取締役に就任以降、これまでの経験や見識を活かし、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、監査委員会の常勤の委員として当社の取締役および執行役の職務執行の監査を行ってきました。以上のことから、同氏は当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。なお、同氏は非業務執行取締役候補者です。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、監査委員会の常勤の委員として、当社役員の職務執行の監査に関与する予定です。

候補者と当社との特別の利害関係

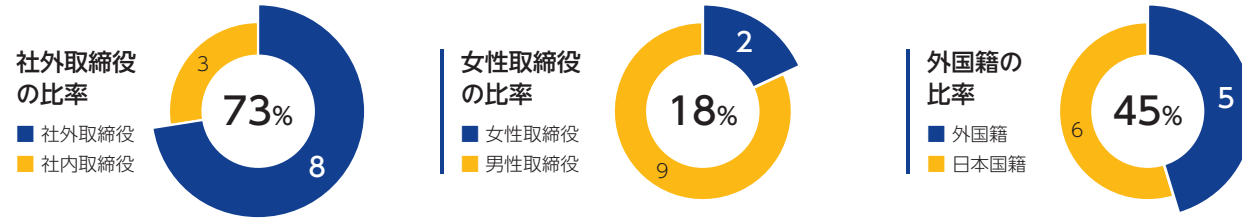
特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 所有する当社株式の数について
「所有する当社株式の数」は、2024年3月31日現在の所有株式数を記載しています。また、当社役員持株会における本人持分、当社の株式報酬管理会社を通じて所有する本人持分および株式報酬制度に基づく交付予定株式の数を合わせて記載しています。
2. 当期における出席状況について
(1) デイビッド・ロバート・ヘイルおよび竹内康雄の両氏の指名委員会の当期における出席状況は、2023年6月27日までの委員在任中に開催されたものを対象としています。
(2) ゲイリー・ジョン・ブルーデン氏の報酬委員会の当期における出席状況は、2023年6月27日までの委員在任中に開催されたものを対象としています。また、指名委員会の当期における出席状況は、2023年6月27日の委員就任後に開催されたものを対象としています。
(3) ルアン・マリー・ペンディ氏の取締役会および報酬委員会の当期における出席状況は、2023年6月27日の取締役および委員就任後に開催されたものを対象としています。
(4) シュテファン・カウフマン氏の指名委員会の当期における出席状況は、2023年6月27日の委員就任後に開催されたものを対象としています。
(5) 大久保俊彦氏の取締役会および監査委員会の当期における出席状況は、2023年6月27日の取締役および委員就任後に開催されたものを対象としています。
3. 重要な兼職の状況について
取締役候補者であるゲイリー・ジョン・ブルーデン氏は、OSSIO Inc.の社外取締役です。同氏の勤務状況の変化により、同社は重要な兼職には該当しなくなりました。
4. 取締役候補者選定のプロセスについて
指名委員会は、取締役候補者を選任基準に照らし審議したうえで、決定しました。
5. 社外取締役候補者について
藤田純孝、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデン、ルアン・マリー・ペンディおよび岩崎真人の各氏は、社外取締役候補者です。
6. 独立役員について
(1) 当社は、藤田純孝、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデンおよびルアン・マリー・ペンディの各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しています。各氏が選任された場合、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定です。また、岩崎真人氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届出する予定です。
(2) デイビッド・ロバート・ヘイル氏はValueAct Capital Management L.P.の共同チーフエグゼクティブオフィサーです。同氏が管理するValueAct Capital Master Fund, L.P.の所有する当社株式数は2024年3月31日時点で6,403,084株であり、同社の所有する議決権数は5%を下回っているため、引き続き独立役員とする予定です。
7. 社外取締役候補者に関する特記事項について
市川佐知子氏が2021年6月より社外取締役に就任している東京エレクトロン株式会社は、同社および同社グループ会社における、電波法の規定に基づく高周波利用設備に該当する装置に係る申請手続の不備について、2022年8月に総務省総合通信基盤局から行政指導を受けました。同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起していました。これらの事実の発生後、同氏は、法令遵守の徹底および再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、社外取締役としての職責を果たしています。
8. 取締役との責任限定契約について
当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。取締役候補者である藤田純孝、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデン、ルアン・マリー・ペンディおよび大久保俊彦の各氏が選任された場合は、各氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定です。また、岩崎真人氏が選任された場合は、同氏との間で、同様の当該責任限定契約を締結する予定です。
9. 取締役との補償契約について
当社は、各取締役および各執行役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、当該補償契約の内容の概要は、事業報告の「[4 会社役員に関する事項 3. 補償契約の内容の概要](#)」に記載のとおりです。取締役候補者である藤田純孝、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデン、ルアン・マリー・ペンディ、竹内康雄、シュテファン・カウフマンおよび大久保俊彦の各氏が選任された場合は、各氏との間で、当該補償契約を締結する予定です。また、岩崎真人氏が選任された場合は、同氏との間で、同様の当該補償契約を締結する予定です。
10. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「[4 会社役員に関する事項 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要](#)」に記載のとおりです。取締役候補者各氏が選任された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の契約期間は1年であり、2024年7月に同程度の内容の保険契約の締結を予定しています。

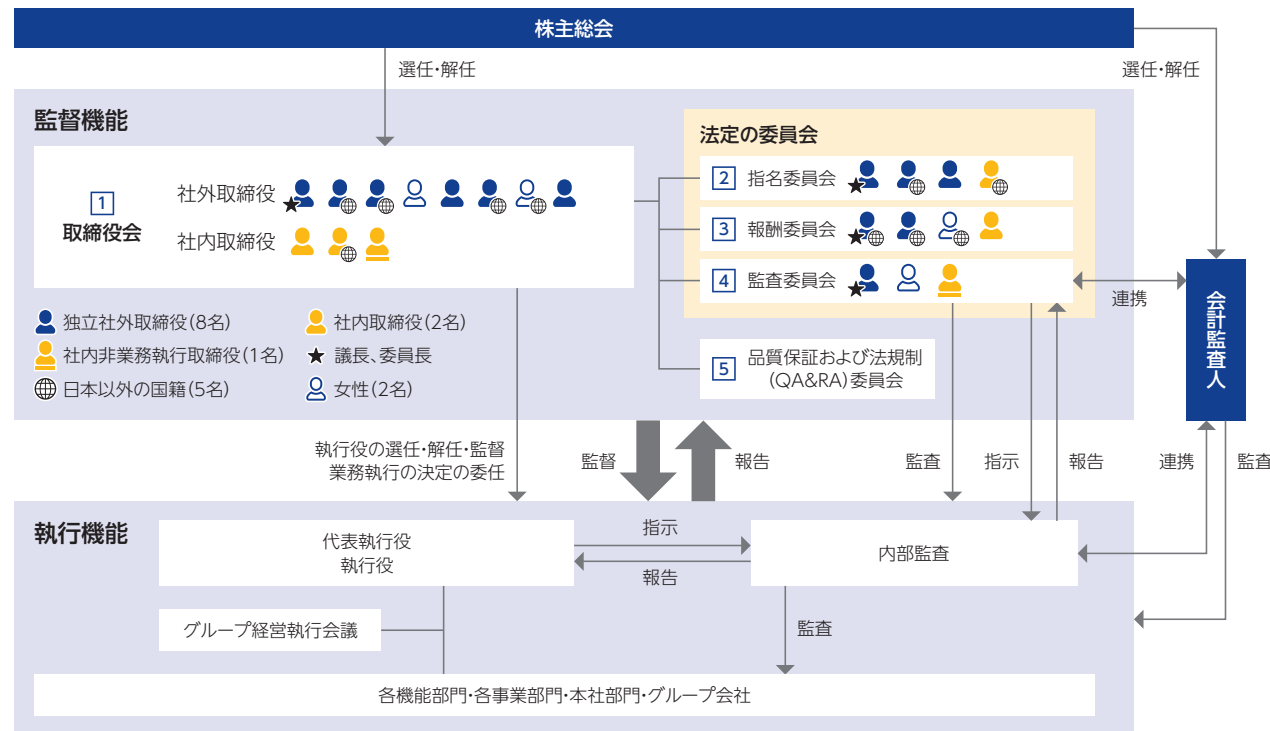
以上

ご参考 取締役選任議案が可決された場合の体制

1. 取締役会の構成



2. コーポレートガバナンス体制図



ご参考 コーポレートガバナンスの状況

1. 取締役会・各委員会の役割

当社は、指名委員会等設置会社として、取締役会および法定の委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）を設置しています。また、任意の委員会として品質保証および法規制（QA&RA）委員会を設置しています。取締役会および各委員会の役割は以下のとおりです。

1 取締役会 議長：独立社外取締役

経営の基本方針等の重要事項に関する決定ならびに取締役および執行役の職務執行について監督を行います。

主な議事 経営戦略、事業計画および業績見通し、内部統制システム基本方針、各委員会の活動状況、執行役の執行状況

2 指名委員会 議長：独立社外取締役

取締役および執行役の人事に係る事項を審議するほか、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容を決定します。

主な議事 スキルマトリックス、取締役候補者、執行役候補者、執行役の後継者計画

3 報酬委員会 議長：独立社外取締役

取締役および執行役の報酬に係る方針や個人別の報酬を決定します。

主な議事 取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針、報酬額の内容、報酬規程

4 監査委員会 議長：独立社外取締役

取締役および執行役の職務執行の監査ならびに監査報告の作成を行うほか、株主総会に提出する会計監査人の選任等に関する議案の内容を決定します。

主な議事 監査計画、監査報告、会計監査人の監査報酬の同意、会計監査人评价、内部監査結果の報告聴取

5 品質保証および法規制 (QA&RA) 委員会 議長：独立社外取締役

グローバル・メドテックカンパニーに求められる品質保証および法規制（QA&RA）体制構築の進捗について、関連する法規制遵守、社内機能間連携および人材等の資源確保の視点から監督および報告を行います。

2. 当社の「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、社外役員の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。

- ① 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社および当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」）から1千万円超の報酬（当社からの役員報酬を除く）またはその他の財産を直接受け取っていないこと。本人がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合は、本人が所属する団体への当社グループからの報酬等支払額が1千万円超でないこと。
- ② 過去10年間に、以下に該当する会社の業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の使用人でないこと。
 - ① 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社グループとの取引金額が、双方いずれかにおいて連結売上高の2%超である
 - ② 当社の大株主（総議決権数の5%超の議決権数を直接または間接的に保有、以下同様）である
 - ③ 当社グループが大株主である
 - ④ 当社グループと実質的な利害関係がある（メインバンク、コンサルタント等）
 - ⑤ 取締役を相互に派遣し就任させる関係がある
- ③ 上記1および2に該当する者と生計を一にしていないこと。
- ④ 当社グループの取締役、業務執行取締役、執行役員および部長職以上の使用人の配偶者または3親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者でないこと。
- ⑥ 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有していないこと。

3. 取締役会の実効性評価

当社は、実効性あるコーポレートガバナンスを実現することを目指し、2015年から毎年、取締役会全体の実効性を評価し、その結果の概要を公表しています。評価方法としてアンケートやディスカッション等を行っています。また、客観性を担保するため、第三者（外部コンサルタント）の知見を踏まえ実施しており、ディスカッションでは、論点を客観的に整理し、議論をサポートするため外部コンサルタントがファシリテーションを行っています。ディスカッション後、取締役会において当議論に基づく分析結果に基づき、取締役会の実効性を向上させるための取り組み等を共有しています。引き続き、当社の経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」を追求し、重要な経営基盤であるコーポレートガバナンスの強化と透明性の向上に継続して取り組んでいます。

なお、取締役会評価の概要は、当社ウェブサイトに掲載しています。

▶▶ <https://www.olympus.co.jp/company/governance/board.html>



当社企業情報サイトのご案内

当社は、オリンパスグループ企業情報サイトにて当社のガバナンスに関する情報を掲載しています。以下のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、引き続きガバナンスの強化に努めます。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想とし、株主さまをはじめとしたステークホルダーのために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しています。この基本思想のもと、業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図ります。また、当社はコーポレートガバナンス体制の強化を最重要の経営課題の一つに位置づけ積極的に取り組んでおり、東京証券取引所により制定（2021年6月に改訂）されたコーポレートガバナンス・コードに対しても、コードの原則を遵守・実施しています。これらの取り組みを通じて、株主さまに対する受託者責任ならびに顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任および先述の当社の経営理念を踏まえ、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の実現を図っていきます。

企業情報サイト トップページ



▶▶ <https://www.olympus.co.jp/>

コーポレートガバナンス情報



▶▶ <https://www.olympus.co.jp/company/governance/>

1 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期の経営成績

当期における世界経済は、持ち直しの動きが継続しましたが、世界的な金融引き締めや中国経済の先行きへの懸念は、景気下振れのリスクとなっています。また、ウクライナにおける戦争や世界的なインフレーション等の影響により、原材料価格の上昇およびサプライチェーンの制約が発生しました。わが国経済においても、景気は緩やかに持ち直している一方、為替の変動に加えて、世界経済と同様に原材料価格の上昇が発生しました。

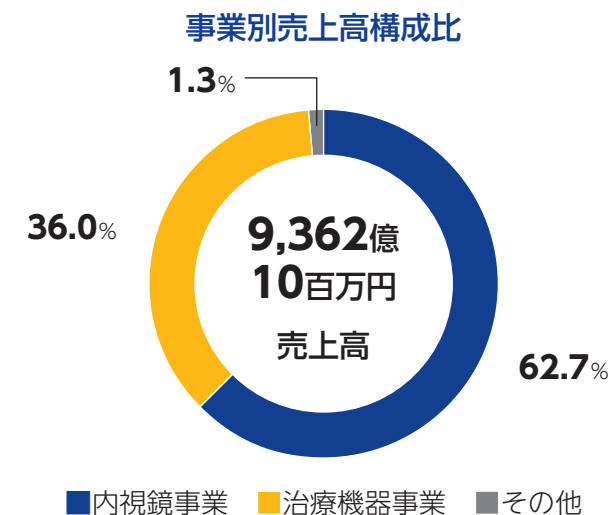
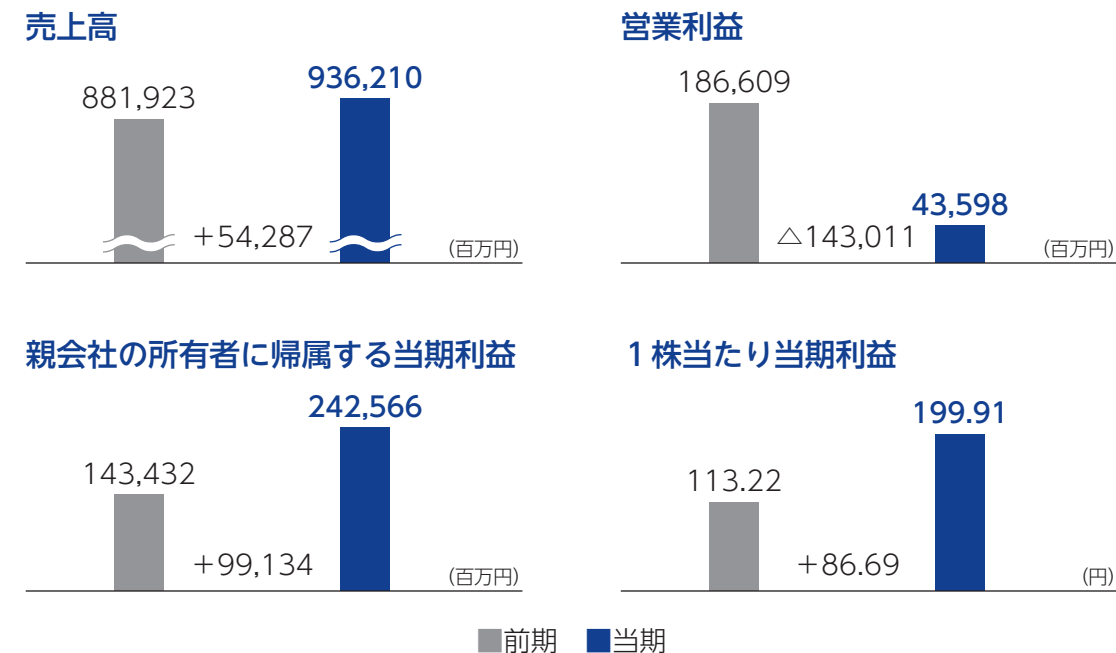
このような環境の中、当社グループは、2023年5月に公表した経営戦略に沿って、「患者さんの安全と持続可能性」「成長のためのイノベーション」「生産性の向上」という3つの優先事項のもと、グローバル・メドテックカンパニーへの変革に向けて取り組みました。当期の売上高は、内視鏡事業、治療機器事業およびその他事業の全ての事業で増収となり、前期比542億87百万円増収の9,362億10百万円となりました。営業利益は、Veran Medical Technologies, Inc. (米国) の電磁ナビゲーションシステム等の製造・販売終了に関する損失や、総合的な品質変革プログラム「Elevate(注)4」に係る費用を計上したこと等により、前期比1,430億11百万円減益の435億98百万円となりました。また、持続的な成長に向けた取り組みの一環として、ソニー株式会社およびソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社との間で、従来の協業範囲である外科用内視鏡およびその関連システムに加え、消化器呼吸器内視鏡分野においても協業することに合意しました。さらに、キヤノンメディカルシステムズ株式会社との超音波内視鏡システムにおける協業の合意等、他社との協業を積極的に実行しました。

為替影響

期中の平均為替レートは、1米ドル=144.62円(前期は135.47円)、1ユーロ=156.80円(前期は140.97円)、1人民元=20.14円(前期は19.75円)となり、売上高では前期比で514億4百万円の増収要因、営業利益では前期比で122億79百万円の増益要因、調整後営業利益では前期比で171億2百万円の増益要因となりました。

なお、為替の影響を除くと、連結売上高は前期比0.3%の増収、連結営業利益は前期比83.2%の減益となります。

- (注) 1. この事業報告において、百万円単位の表示金額は、百万円未満を四捨五入しています。また、グラフや表における「△」は損失または減少等、負の値を示しています。
 2. 当社は、国際会計基準(IFRS)を適用しています。
 3. 前期より、科学事業を非継続事業に分類しています。これにより、売上高および営業利益は、非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しています。
 4. 「Elevate」は、当社グループが米国食品医薬品局(FDA)から指摘された課題に対する是正活動と、品質変革プロジェクトを一つに統合した総合的なプログラムです。詳細は、事業報告の「1 当社グループの現況に関する事項 6. 対処すべき課題」に記載しています。



2. 事業別の状況

事業区分	売上高	営業損益	事業別の動向に関する分析
<h3>内視鏡事業</h3>  <p>主な事業内容 消化器内視鏡および外科内視鏡の製造・販売・修理、サービス契約</p>	<p>5,866億17百万円 前期比6.3%増</p> <p>■消化器内視鏡 ■外科内視鏡 ■医療サービス</p>	<p>1,046億84百万円 前期比31.5%減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●消化器内視鏡領域では、令和6年能登半島地震の影響による損失が発生したほか、反腐敗運動による入札活動の遅れ等の影響を受けた中国で減収となった一方、消化器内視鏡システム「EVIS X1」を発売した北米が好調に推移し、為替の円安効果もあり前期比プラス成長となりました。 ●外科内視鏡領域では、一部製品の出荷停止の影響を受けた北米および中国で減収となった一方、外科内視鏡システム「VISERA ELITE III」を発売した欧州やアジア・オセアニアで増収となり、為替の円安効果もあって前期比プラス成長となりました。 ●医療サービス領域では、保守サービスを含む既存のサービス契約の安定的な売上や、新規契約の増加により、全地域でプラス成長となりました。 ●内視鏡事業の営業損益は、増収による売上利益の増加があったものの、総合的な品質変革プログラム「Elevate」に係る一時的な費用約147億円や、開発資産および仕掛中の研究開発の減損損失約106億円を計上したこと等の要因により、減益となりました。 ●為替の影響を除くと、売上高は前期比0.5%の増収、営業利益は前期比40.5%の減益となります。
<h3>治療機器事業</h3>  <p>主な事業内容 消化器科関連処置具、泌尿器科・呼吸器科・その他の治療領域製品の製造・販売</p>	<p>3,373億31百万円 前期比6.0%増</p> <p>■消化器科処置具 ■泌尿器科 ■呼吸器科 ■その他治療領域</p>	<p>△84億66百万円 前期は636億92百万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●消化器科処置具領域では、北米や欧州を中心にプラス成長となり、前期比増収となりました。膵管や胆管などの内視鏡診断および治療に使用する製品群ならびに病変の切除に使用される製品群等の売上が増加しました。 ●泌尿器科領域では、欧州やアジア・オセアニアを中心にプラス成長となり、為替の円安効果もあって前期比増収となりました。前立腺肥大症用の切除用電極等が売上の増加に貢献しました。 ●呼吸器科領域では、一部製品の供給不足や反腐敗運動による入札活動の遅れ等の影響を受けた中国で減収となった一方、北米や欧州を中心にプラス成長となり、為替の円安効果もあって前期比増収となりました。超音波気管支鏡ガイド下針生検で主に使われる処置具の売上が増加しました。 ●その他の治療領域では、Gyrus Medical Ltd. (英国) の売却に伴い売上が減少したものの、為替の円安効果もあり前期比増収となりました。 ●治療機器事業の営業損益は、増収による売上利益の増加があったものの、Veran Medical Technologies, Inc. (米国) の電磁ナビゲーションシステム等の製造・販売終了に関する損失約519億円、総合的な品質変革プログラム「Elevate」に係る一時的な費用約84億円、ならびにTaewoong Medical Co., Ltd. (韓国) の株式取得契約の締結および解除に関連する費用約20億円を計上したこと等の要因により、減益となりました。 ●為替の影響を除くと、売上高は前期並み、営業損益は前期比718億89百万円の減益となります。
<h3>その他事業</h3> <p>主な事業内容 生体材料・整形外科用器具の製造・販売、新規事業研究</p>	<p>122億62百万円 前期比3.1%増</p>	<p>△78億9百万円 前期は△9億14百万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●その他事業の売上高は、中国等でプラス成長となり、増収となりました。 ●その他事業の営業損益は、整形外科事業に関する損失約86億円を計上したことにより、悪化しました。

3. 財産および損益の状況の推移

		IFRS			
		2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高	(百万円)	730,544	750,123	881,923	936,210
営業利益	(百万円)	81,985	146,188	186,609	43,598
税引前利益	(百万円)	76,810	141,701	182,294	35,854
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	12,918	115,742	143,432	242,566
資産合計	(百万円)	1,183,453	1,357,999	1,508,701	1,534,216
資本合計	(百万円)	395,480	511,362	641,234	757,186
基本的1株当たり当期利益	(円)	10.05	90.22	113.22	199.91
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	306.72	400.75	510.62	649.59

- (注) 1. 当期の業績については、事業報告の「**1** 当社グループの現況に関する事項 1. 事業の経過およびその成果」に記載しています。
 2. 前期より、科学事業を非継続事業に分類しています。これにより、当期および前期の売上高、営業利益、税引前利益は、非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しています。なお、2022年3月期についても同様に組み替えて表示しています。
 3. 前期の各数値には、企業結合に係る暫定的な金額の修正を遡及的に反映しています。

4. 資金調達および設備投資の状況

(1) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は、807億27百万円です。主なものは、内視鏡事業および治療機器事業における研究開発資産、レンタル備品、生産設備およびデモ用備品、生産・修理拠点の再編ならびに働き方改革推進のためのオフィス設備・レイアウトの再編です。なお、設備投資の金額には、IFRS第16号「リース」適用下における新規リース契約に伴う使用権資産の増加分148億38百万円を含んでいます。

5. 重要な企業再編等の状況

- 当社は、2023年4月3日付で、当社の完全子会社である株式会社エビデントの発行済株式の全てを、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66に譲渡しました。
- 当社は、当社の子会社であるオリンパステルモバイオマテリアル株式会社の発行済株式の全て（ただし、当社が保有済みの株式を除きます。）を、当社の子会社を通じて取得し、2023年8月4日付で完全子会社としました。
- 当社は、2023年10月1日付で、当社の完全子会社であるオリンパスデジタルシステムデザイン株式会社を吸収合併しました。
- 当社は、2023年2月24日付で、Taewoong Medical Co., Ltd.（韓国）の株式を取得する契約を締結し、2024年1月24日時点で、同社の発行済株式の99.6%を取得しました。しかしながら、クロージング後に同社製品に関連するデータ整合性の問題が判明しました。当社は、当該問題がクロージングの条件に適合しない事実と判断し、2024年3月7日、同社の元株主と当該株式取得契約を解除することで合意しました。

6. 対処すべき課題

当社グループは、すべてのステークホルダーから品質やイノベーションなどのあらゆる面で評価されるグローバル・メドテックカンパニーへと成長することを目指しています。

2024年1月には、グローバル・メドテックカンパニーとして変革するため従業員の行動規範である「Our Core Values 私たちのコアバリュー」を改定しました。これまでのコアバリューから継続された「誠実」「共感」に加え、「患者さん第一」「イノベーション」「実行実現」を新たに掲げることにより、医療事業に特化したビジネスモデルを推進しつつ、喫緊の課題に対処しながら医療業界の進化とともに発展していきます。

(1) 経営戦略

当社グループは、2023年5月に新たな経営戦略「グローバル・メドテックカンパニーとしての成長」を公表しました。この経営戦略では、「患者さんの安全と持続可能性」「成長のためのイノベーション」「生産性の向上」という3つの優先事項のもと、グローバル・メドテックカンパニーとしての地位を強化し、当社グループの経営理念である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさ」を実現することを目指します。

【基本的な指針】

患者さんの安全と
持続可能性



世界をリードするメドテックカンパニーになるために、患者さんの安全を最優先するマインドセットを醸成し、グローバルにオペレーティングモデル、業務プロセス、システム等の統一を目指した変革を行っていきます。

成長のための
イノベーション



革新的な製品開発だけでなく、より革新的、創造的な企業になること、また勇気をもってリスクを取りながら、顧客とより緊密に連携してビジネスモデルや製品を開発していくことを目指しています。

生産性の向上



イノベーションの原動力であり、患者さんの安全と製品の品質に焦点を当て、シンプルな業務プロセスの導入と業務効率の向上により、ハイパフォーマンスな組織を構築していきます。

また、長期的に持続可能な成長を実現し、お客さまと社会に対する価値を創造するための4つの価値の源泉（「事業拡大とグローバル展開」「戦略的M&A」「ケア・パスウェイの強化」「インテリジェント内視鏡医療エコシステム」）も設定しました。3つの基本的な指針と4つの価値の源泉は深く結びついており、相互に作用しながら、取り組みを加速させることが新経営戦略の狙いです。

【4つの戦略的な価値の源泉】



事業拡大と
グローバル展開



戦略的M&A



ケア・パスウェイの
強化



インテリジェント
内視鏡医療
エコシステム

さらに、当社グループは、外部環境の急激な変化が続く状況においても、年率約5%の売上高成長および約20%の営業利益率の維持を目指します。EPSについては、生産性と効率性の改善によってコスト上昇を管理し、売上高の成長率を上回る約8%のCAGR（年平均成長率）を目標としています。

【2024年3月期～2026年3月期財務ガイダンス】



経営戦略の詳細については、当社ウェブサイトに掲載している経営戦略資料をご覧ください。

<https://www.olympus.co.jp/company/philosophy/strategy.html>

(2) 総合的な品質変革プログラム「Elevate」

当社グループは、2023年3月期に、コンプレイント対応、医療機器報告（MDR）、是正予防処置、リスクアセスメントならびにプロセスおよび設計の検証に関連し、日本の施設に対して米国食品医薬品局（FDA）より3件の警告書を受領しました。当社グループの最優先課題は、本警告書に関する全ての課題を改善し、患者さんの安全と品質に最も重点を置いた業界最高水準のグローバル・メドテックカンパニーに変革することです。

「Elevate」は、当社グループがFDAから指摘された課題に対する是正活動と、品質変革プロジェクトを一つに統合した総合的なプログラムです。本プログラムでは、右記の4つの目標達成に重点を置いています。

【主な長期目標】

01. 患者さんの安全を重視し、品質重視の企業文化を強化
02. 再現性の高い持続可能なプロセスとコンプライアンスの定着
03. 規制当局との建設的な関係構築
04. 競争優位性を高めるための品質強化

当社グループは、FDAから指摘された課題への対応を行うと同時に、オリンパスの潜在能力を最大限に引き出し、この根本的な変革の機会を逃すことなく、世界をリードするグローバル・メドテックカンパニーとして、さらなる飛躍と持続的な成長を目指します。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

7. 重要な子会社等の状況

次の重要な子会社4社を含む連結子会社は89社、持分法適用会社は3社です。

会社名	資本金または出資金	出資比率	主な事業内容
Olympus Corporation of the Americas	15千米ドル	100%	米州の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Europa Holding SE	1,000千ユーロ	100%	欧州・中東の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus (China) Co., Ltd.	31,000千米ドル	100%	中国の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	1,729,704千香港ドル	100%	アジア・オセアニアの関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社

8. 主要な営業所および工場（2024年3月31日現在）

(1) 当社

本店	東京都八王子市
東京事業場	東京都新宿区（本社事務所）
八王子事業場	東京都八王子市（技術開発センター）
長野事業場	長野県上伊那郡
白河事業場	福島県西白河郡

(注) 当社は、2024年4月1日付で本社事務所を技術開発センター（東京都八王子市）に移転し、当該事業所の名称を「グローバル本社」に変更しました。

(2) 子会社

青森オリンパス株式会社	青森県黒石市
オリンパスマーケティング株式会社	東京都新宿区
オリンパスメディカルシステムズ株式会社	東京都八王子市
長野オリンパス株式会社	長野県上伊那郡
会津オリンパス株式会社	福島県会津若松市
白河オリンパス株式会社	福島県西白河郡
Olympus America Inc.	米国ペンシルベニア州
Olympus Corporation of the Americas	米国ペンシルベニア州
KeyMed (Medical & Industrial Equipment) Ltd.	英国エセックス州

Olympus Europa Holding SE	ドイツ連邦共和国ハンブルク市
Olympus (Beijing) Sales & Service Co., Ltd.	中華人民共和国北京市
Olympus (China) Co., Ltd.	中華人民共和国北京市
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	中華人民共和国香港特別行政区
Olympus Korea Co., Ltd.	大韓民国ソウル市

(注) オリンパスマーケティング株式会社は、2024年4月1日付で本店を東京都八王子市に移転しました。

9. 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

事業	従業員数		前期比増減	
内視鏡	14,948名	(452名)	687名	(173名)
治療機器	8,337名	(228名)	△107名	(69名)
その他	441名	(12名)	△118名	(6名)
本社管理	5,112名	(250名)	△305名	(59名)
合計	28,838名	(942名)	157名	(307名)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループ外への出向者は含まず、当社グループへの出向受入者は含みます。また、臨時雇用者数の年間の平均人員を()内に外数で記載しています。
2. 科学事業については、当期において当社の科学事業を承継した株式会社エビデントが当社の子会社でなくなったため、上記記載からその項目を除外しています。科学事業の従業員の前期末からの減少数は4,124名です。
3. 当期において、従業員数の集計基準を当社グループ全体で統一しました。これに伴い、前期の従業員数も同基準に基づき集計しています。

10. 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	620億円
株式会社三菱UFJ銀行	430億円

11. その他当社グループの現況に関する重要な事項

(1) 当社の中国現地法人であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (以下、「OSZ」) が、深圳市安平泰投展有限公司 (以下、「安平泰」) に委託したコンサルタント業務の対価に関し、2016年12月23日に、安平泰がOSZに対して、損害賠償等として、約46億43百万円の支払いを求める訴訟を深圳市中級人民法院に提起しました。深圳市中級人民法院において2018年7月30日に判決が出され、OSZが安平泰に対し、損害賠償として、約33億57百万円およびその遅延損害金等を支払うことを命ずる判決が言い渡されました。OSZは当該判決を不服として、2018年8月17日に広東省高級人民法院に控訴を提起しました。2020年7月1日、広東省高級人民法院は、安平泰側が請求の根拠とするコンサルタント業務に係る覚書等の有効性などの基本的な事実関係が不明確であるなどとして、OSZに損害賠償金等の支払を命じた第一審判決を取り消し、本案の審理を深圳市中級人民法院に差し戻す裁定を下しました。2021年12月31日に、深圳市中級人民法院において判決が出され、OSZが安平泰に対し、約35億42百万円およびその遅延損害金等を支払うことを命ずる判決が言い渡されました。OSZは当該判決を不服として、2022年1月24日に広東省高級人民法院に控訴を提起しました。現在、広東省高級人民法院にて本案が係属中です。

(2) 当社は、当社の個人株主1名 (以下、「原告」) が、2020年2月4日、当社取締役および旧取締役ならびに旧監査役計11名 (以下、「被告」) に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟を東京地方裁判所に提起した旨の2020年3月25日付訴訟告知書を受領しました。被告は、当社取締役の竹内康雄、当社旧取締役の笹宏行、木本泰行、藤塚英明、蛭田史郎、西川元啓および平田貴一、当社旧監査役 (当社旧取締役) の清水昌および名取勝也ならびに当社旧監査役の斎藤隆および名古屋信夫です。訴えの概要は、当社の中国現地法人であるOSZが、通関帳簿上の一部製品等の在庫数がマイナスになっている問題を解決するために中国企業との間でコンサルタント契約等を締結した事実に関し、かかる契約の締結を承認または黙認したこと等により発生した損害につき、任務懈怠があったとして、被告11名に対し、連帯して、総額16億円およびこれに対する遅延損害金を当社に支払うことを求めるものです。当社は、上記訴訟告知に対して、補助参加人として訴訟手続に関与し、原告の主張に対して適切に反論することを通じて、裁判所の適正なご判断をいただく必要があると判断し、2020年5月1日、被告らに補助参加することを決定しました。2023年10月13日、被告11名のうち、斎藤隆および名古屋信夫の2名に対する訴訟取下書が、原告より提出されました。2023年10月18日付で、斎藤隆および名古屋信夫から取下同意書が提出され、斎藤隆および名古屋信夫に対する訴えは、取り下げられました。他の被告9名について、現在、東京地方裁判所にて本案が係属中です。

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- 発行可能株式総数 4,000,000,000株
- 発行済株式総数 1,165,631,793株 (自己株式49,514,907株を除く)
- 基準日現在の株主数 60,866名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	237,227,500株	20.35%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	90,256,100	7.74
株式会社SMBC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	39,509,300	3.39
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	37,975,376	3.26
JP MORGAN CHASE BANK 385632	27,218,957	2.34
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	22,672,912	1.95
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	21,827,589	1.87
日本生命保険相互会社	21,258,572	1.82
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	16,953,644	1.45
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	16,132,479	1.38

(注) 持株比率は、自己株式 (49,514,907株) を控除して算出しています。

5. 当期中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く) および執行役	422,778株	12名
社外取締役	9,562	3

(注) 1. 株式報酬の内容については、事業報告の「4 会社役員に関する事項 5. 取締役および執行役の報酬等の額」に記載しています。
2. 上記は、退任した役員に対して交付した株式も含めて記載しています。

6. その他株式に関する重要な事項

(1) 当社は、2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき、当社の株式の取得および自己株式の消却を以下のとおり実施しました。

・当社の株式の取得

取得した株式の種類および総数	普通株式 51,032,000株
取得価額の総額	100,000百万円
取得期間	2023年5月15日～2023年11月6日 (約定ベース)

・自己株式の消却

消却した株式の種類および総数	普通株式 51,032,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合4.03%)
消却日	2024年2月29日

(2) 当社は、事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に基づき、自己株式の処分を以下のとおり実施しました。

処分した株式の種類および総数	普通株式 38,929株
処分価額の総額	86百万円
処分期日	2023年6月14日

(3) 当社は、事後交付型譲渡制限付株式報酬制度および業績連動型株式報酬制度に基づき、自己株式の処分を以下のとおり実施しました。

処分した株式の種類および総数	普通株式 515,101株
処分価額の総額	1,157百万円
処分期日	2023年7月25日

(4) 当社は、2023年11月9日開催の取締役会決議に基づき、当社の株式の取得および自己株式の消却を以下のとおり実施しました。

・当社の株式の取得

取得した株式の種類および総数	普通株式 37,446,500株
取得価額の総額	80,000百万円
取得期間	2023年11月10日～2024年3月22日 (約定ベース)

・自己株式の消却

消却した株式の種類および総数	普通株式 37,446,500株 (消却前の発行済株式総数に対する割合3.08%)
消却日	2024年4月30日

(5) 当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、当社の株式の取得および自己株式の消却を以下のとおり決議しました。

・当社の株式の取得

取得する株式の種類および総数	普通株式 60,000,000株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合5.15%)
取得価額の総額	100,000百万円 (上限)
取得期間	2024年5月13日～2024年12月31日

・自己株式の消却

消却する株式の種類および総数	普通株式 上記当社の株式の取得により取得した自己株式の全株式数
消却予定日	2025年1月31日

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の内容の概要

発行決議日	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	対象者
2013年8月8日 (第1回)	401個	普通株式 160,400株	1株当たり 735円	1株当たり1円	(注)1	取締役および 執行役員
2014年6月26日 (第2回)	410個	普通株式 164,000株	1株当たり 907円	1株当たり1円	(注)1	取締役および 執行役員
2015年6月26日 (第3回)	387個	普通株式 154,800株	1株当たり 1,104円	1株当たり1円	(注)1	取締役および 執行役員
2016年6月28日 (第4回)	395個	普通株式 158,000株	1株当たり 896円	1株当たり1円	(注)1	取締役および 執行役員

- (注) 1. ①新株予約権者は、当社の取締役、執行役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後から10年間に限って新株予約権を行使することができます。
②その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。
2. 「新株予約権割当契約書」の定めに従い、執行役員の退職により上記新株予約権の数のうち第1回新株予約権が10個、第2回新株予約権が10個、第3回新株予約権が3個、第4回新株予約権が15個、それぞれ減少しています。
3. 2019年4月1日付で行った普通株式1株を4株にする株式分割により、「目的である株式の数」を調整しています。

(2) 当期の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

発行回次	区分	個数	目的となる株式の種類および数	保有者数
第1回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	34個	普通株式13,600株	2名
第2回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	49個	普通株式19,600株	3名
第3回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	46個	普通株式18,400株	3名
第4回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	51個	普通株式20,400株	3名

(注) 2019年4月1日付で行った普通株式1株を4株にする株式分割により、「目的となる株式の数」を調整しています。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役および執行役の氏名等

(1) 取締役の氏名等

(2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
社外取締役	藤田 純孝	取締役会議長 指名委員長	
社外取締役	榎田 恭正	監査委員長	株式会社SUBARU社外監査役
社外取締役	デイビッド・ロバート・ヘイル		JSR株式会社社外取締役 ValueAct Capital Management L.P. 共同チーフエグゼクティブオフィサー
社外取締役	ジミー・シー・ビーズリー	報酬委員	
社外取締役	市川 佐知子	監査委員	田辺総合法律事務所パートナー 東京エレクトロン株式会社社外取締役 公益社団法人会社役員育成機構理事
社外取締役	新貝 康司	報酬委員長	株式会社エクサウィザーズ社外取締役 第一生命ホールディングス株式会社社外取締役 西日本電信電話株式会社社外取締役 株式会社新貝経営研究所代表取締役
社外取締役	観 恒平	監査委員	観恒平公認会計士事務所長 国際会計士連盟 (IFAC) ボードメンバー 日本公認会計士協会シニアアドバイザー
社外取締役	ゲイリー・ジョン・ブルーデン	指名委員	Motus GI Holdings Inc. 社外取締役 Lantheus Holdings Inc. 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー OSSIO Inc. 社外取締役
社外取締役	小坂 達朗	指名委員	中外製薬株式会社特別顧問 株式会社小松製作所社外監査役 三菱電機株式会社社外取締役 一般社団法人日本経済団体連合会審議委員会副議長、バイオエコノミー委員会委員長
社外取締役	ルアン・マリー・ペンディ	報酬委員	
取締役	竹内 康雄		
取締役	シュテファン・カウフマン	指名委員	
取締役	大久保 俊彦	監査委員	

- (注) 1. 上記の取締役全員は、2023年6月27日付で就任しました。
 2. 取締役藤田純孝、榎田恭正、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ピーズリー、市川佐知子、新貝康司、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデン、小坂達朗およびルアン・マリー・ペンディの各氏は、社外取締役です。
 3. 取締役藤田純孝、榎田恭正、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ピーズリー、市川佐知子、新貝康司、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデン、小坂達朗およびルアン・マリー・ペンディの各氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届出しています。
 4. 取締役市川佐知子氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 取締役観恒平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 当社では、執行役等へのヒアリングや内部監査機能等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握および各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、取締役大久保俊彦氏を常勤の監査委員として選定しています。
 7. 当期中および当期末後における取締役の地位、担当および重要な兼職の主な変更は次のとおりです。

氏名	変更年月日	変更後の地位、担当および重要な兼職の状況	変更前の地位、担当および重要な兼職の状況
藤田 純 孝	2023年6月20日	社外取締役	社外取締役 一般社団法人日本CFO協会理事長
榎 田 恭 正	2023年6月21日	社外取締役 株式会社SUBARU社外監査役	社外取締役
デイビッド・ロバート・ヘイル	2023年8月4日	社外取締役 JSR株式会社社外取締役 ValueAct Capital Management L.P. 共同チーフエグゼクティブオフィサー	社外取締役 JSR株式会社社外取締役 ValueAct Capital Management L.P. パートナー
新 貝 康 司	2023年6月29日	社外取締役 株式会社エクサウィザーズ社外取締役 第一生命ホールディングス株式会社社外取締役 西日本電信電話株式会社社外取締役 株式会社新貝経営研究所代表取締役	社外取締役 株式会社エクサウィザーズ社外取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役 第一生命ホールディングス株式会社社外取締役 西日本電信電話株式会社社外取締役 株式会社新貝経営研究所代表取締役
ゲイリー・ジョン・ブルーデン	2024年3月31日	社外取締役 Motus GI Holdings Inc. 社外取締役 Lantheus Holdings Inc. 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー	社外取締役 Motus GI Holdings Inc. 社外取締役 Lantheus Holdings Inc. 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー OSSIO Inc. 社外取締役

(注) 取締役ゲイリー・ジョン・ブルーデン氏のOSSIO Inc. については、勤務状況の変化により重要な兼職先には該当しなくなりました。

(2) 執行役の氏名等

(2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役	竹内 康 雄	会長
代表執行役	シュテファン・カウフマン	社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)
執行役	フランク・ドレバロウスキー	エンドスコピックソリューションズディビジョンヘッド
執行役	ガブリエラ・カスティエーヨ・ケイナ	セラピューティックソリューションズディビジョンヘッド
執行役	武 田 睦 史	チーフファイナンシャルオフィサー (CFO)
執行役	ホセ・イグナシオ・アビア・ブエナチェ (通称名: ナチョ・アビア)	チーフストラテジーオフィサー (CSO)
執行役	小 林 哲 男	チーフマニュファクチャリングアンドサプライオフィサー (CMSO)
執行役	アンドレ・ハリバルト・ローガン	チーフテクノロジーオフィサー (CTO)
執行役	大 月 重 人	チーフヒューマンリソースズオフィサー (CHRO)
執行役	ピエール・アルベルト・ボワシエ	チーフクオリティオフィサー (CQO)

- (注) 1. 執行役のうち竹内康雄およびシュテファン・カウフマンの両氏は、取締役を兼務しています。
 2. 2024年3月31日付で次の執行役が退任しました。
 執行役 武田 睦史
 執行役 ホセ・イグナシオ・アビア・ブエナチェ
 執行役 ピエール・アルベルト・ボワシエ
 3. 2024年4月1日付で次の執行役を新たに選任しました。
 執行役 セラピューティックソリューションズディビジョンヘッド 倉本 聖治
 執行役 チーフファイナンシャルオフィサー (CFO) 泉 竜也
 執行役 チーフクオリティオフィサー (CQO) ボリス・シュコルニック
 4. 2024年4月1日付で次のとおり執行役の担当に異動がありました。
 執行役 チーフストラテジーオフィサー (CSO) ガブリエラ・カスティエーヨ・ケイナ
 5. 当社は執行役員制度を採用しており、2024年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。

地位	氏名	地位	氏名
執行役員	土 屋 英 尚	執行役員	櫻 井 友 尚
執行役員	齊 藤 克 行	執行役員	後 藤 正 仁
執行役員	安 藤 幸 二	執行役員	楊 文 蕾
執行役員	田 代 芳 夫	執行役員	河 野 裕 宣
執行役員	江 口 和 孝	執行役員	倉 本 聖 治
執行役員	長 谷 川 晃	執行役員	スティーン・ニーボーン

- (注) 1. 2023年4月2日付で次の執行役員が退任しました。
 執行役員 齋藤 吉毅
 2. 2023年6月26日付で次の執行役員が退任しました。
 執行役員 大久保 俊彦
 3. 2024年3月31日付で次の執行役員が退任しました。
 なお、倉本聖治氏は、2024年4月1日付で執行役に就任しています。
 執行役員 齊藤 克行
 執行役員 安藤 幸二
 執行役員 江口 和孝
 執行役員 長谷川 晃
 執行役員 倉本 聖治

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する最低責任限度額です。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役藤田純孝、梶田恭正、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、新貝康司、観恒平、ゲイリー・ジョン・プルーデン、小坂達朗、ルアン・マリー・ペンディ、竹内康雄、シュテファン・カウフマンおよび大久保俊彦の各氏ならびに執行役フランク・ドレバロウスキー、ガブリエラ・カステイーヨ・ケイナー、武田睦史、ホセ・イグナシオ・アビア・ブエナチェ、小林哲男、アンドレ・ヘリベルト・ローガン、大月重人およびピエール・アルベルト・ボウシエの各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。なお、当該補償契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、各取締役および各執行役がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があった場合等については、補償の対象としないこととしています。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社（国内）の役員および管理職従業員であり、保険料は全額当社が負担しています。当該保険契約により、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしています。ただし、犯罪行為や法令違反を認識しながら行われた行為に起因する損害賠償請求は保険の対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

5. 取締役および執行役の報酬等の額

(1) 取締役および執行役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数（人）	
		基本報酬	業績連動金銭報酬	非金銭報酬		
取締役	社内	1,772	830	289	653	4
	社外	277	207	—	70	10
	計	2,049	1,037	289	723	14
執行役	2,373	1,105	522	746	8	

- (注) 1. 基本報酬は当期に支払った金額、短期インセンティブ報酬である業績連動金銭報酬および長期インセンティブ報酬である非金銭報酬（事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）および業績連動型株式報酬（PSU））は当期に費用計上すべき金額を記載しています。
2. 執行役は上記の8名のほかに、取締役を兼務する執行役が2名います。その2名の報酬等は社内取締役としての報酬等を含めて記載しています。
3. 当社は、執行役を兼務しない取締役に對して業績連動報酬（業績連動金銭報酬および業績連動型株式報酬（PSU））を支給していません。
4. 上記の表には2023年6月27日開催の2023年3月期定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役1名および社外取締役1名を含んでいます。
5. 社外取締役1名から報酬辞退の申し出があり、報酬委員会として支給しないことを決定したため、上記社外取締役の員数には含めていません。

(2) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は、指名委員会等設置会社として、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会が当社の取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針、報酬等の内容、報酬規程に関する事項等を審議・決定しています。

報酬委員会は当期に係る報酬等の内容についても、取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針と報酬等の内容および額の決定方法の整合性、また当該決定方法に数値その他の関係する要素を当てはめて報酬等の内容および額を導き出す過程の合理性など、報酬等の決定に関する事項について審議を行ったうえで決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しています。なお、報酬委員会は、客観的かつ専門的な立場からの情報提供および検討支援を目的に、グローバルに展開する独立報酬コンサルタントのPay Governance社を採用しています。同社は当期に開催した報酬委員会計11回のうち10回に陪席しました。

①役員報酬の基本方針

当社の役員報酬は、役員に「企業価値の最大化を図り様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針としています。

②報酬水準

優秀な人材の確保・保持を可能とする競争力のある報酬水準とするべく、客観的な外部データ、評価データ、経済環境、業界動向および経営状況等を勘案したうえで、役割責任に鑑みた妥当な報酬水準を設定しています。具体的には、グローバル・メドテックカンパニーの報酬水準や役員の出身国におけるメドテックカンパニーの報酬水準等をベンチマークして決定します。

③取締役の報酬体系

■取締役の種類別報酬割合

取締役報酬は固定報酬として基本報酬（BS：Base Salary）を支給します。さらに、取締役と投資家との利害の共有を図るという考え方を重視し、基本報酬（BS）に加え、非業績連動型の株式報酬（非金銭報酬）を付与します。

株式報酬は事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU: Restricted Stock Unit）とし、日本居住者は退任時に権利確定とします。日本非居住者の権利確定は、各地域における株式報酬の一般的な方法に準じて個別に設定します。また、株式報酬の額は、日本居住者、日本非居住者とも同額の800万円とし、株主総会における就任時の株価で付与ユニット数を算出し、権利確定後に当該ユニット数に応じた株数を支給します。株式保有の促進による取締役と投資家との利害の共有という考え方を一層進めるため、前期から増額しています。

取締役	基本報酬 (BS)	非金銭報酬
	65～80%	RSU

(注) 1. 上記の図は日本出身の取締役について種類別報酬割合を明示したものです。日本以外の出身者については、RSU支給額は日本出身者と同等ですが、報酬総額に違いがあるため種類別報酬割合が異なります。

2. 執行役を兼務する者について、日本出身者に対しては、取締役としての管理監督機能に対する基本報酬を執行役報酬とは別に支給します。日本以外の出身者に対しては、取締役としての管理監督機能に対する基本報酬は執行役報酬に含めて支給します。また、執行役を兼務する者は執行役報酬にRSUが設定されているため、取締役報酬としてのRSUは支給しません。

④執行役の報酬体系

経営戦略を達成し企業価値を創造するためには、有能な経営人材を確保し、その能力を十分に発揮してもらう報酬制度が必須です。そのために以下の考え方で報酬制度を決定しています。なお、この項における執行役には、取締役を兼務する執行役も含まれています。

1. グローバル・メドテックカンパニーに対抗しうる、より強力なインセンティブプログラムとする。
2. 経営戦略と整合性のあるインセンティブプログラムとする。
3. 長期インセンティブ報酬（LTI: Long Term Incentive）を活用し、価値創造とパフォーマンス評価を重視したプログラムとする。
4. グローバル・メドテックカンパニーへの発展のステージを考慮した報酬水準とする。（グローバル水準および出身労働市場水準のハイブリッド型）
5. クローバック条項や株式保有ガイドラインを導入し、インセンティブに対する健全な管理を確保する。
6. チャレンジングかつアチーブブルな目標設定により、執行役のモチベーションを向上させる。

グローバル経営に責任を持つ執行役の報酬は、グローバル共通の制度とすることが望ましいですが、国・地域の市場による役員報酬水準に違いがあるため、例えば日本市場の報酬水準で有能な人材を引き付け、維持することは困難です。そのため全ての執行役の報酬は同様の構成としますが、報酬水準については、各執行役の出身国における市場水準を参照して決定します。

■執行役の種類別報酬割合（変動報酬に係る目標達成率がすべて100%の場合）

執行役の報酬は、固定報酬である基本報酬（BS）、業績連動金銭報酬である短期インセンティブ報酬（STI: Short Term Incentive）、および非金銭報酬である長期インセンティブ報酬（LTI）の組み合わせとしています。そして中長期的な企業価値および株主価値を向上するための経営戦略の達成に重点を置き、業績連動報酬（業績連動金銭報酬および業績連動型株式報酬（PSU: Performance Share Unit））のうち、特に長期インセンティブ報酬（LTI）の比率を高めた以下の構成とし、これにより短期インセンティブ報酬（STI）および長期インセンティブ報酬（LTI）の標準額を決定しています。

代表執行役 BS: STI: LTI = 1: 1.25: 3

執行役 BS: STI: LTI = 1: 1.15: 2

長期インセンティブ報酬（LTI）は、事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）と業績連動型株式報酬（PSU）で構成します。その割合は、2020年3月期報酬委員会にて新たな報酬制度を決定した際に事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）25%、業績連動型株式報酬（PSU）75%としていました。しかしながら、不透明で変化の大きい事業環境を考慮し、報酬総額における株式の望ましい比率を確保するため、当期を初年度とし2026年3月期を最終年度と

する長期インセンティブ報酬（LTI）の割合については、事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）40%、業績連動型株式報酬（PSU）60%としました。

執行役の報酬全体の構成比率は以下のとおりです。

代表執行役	基本報酬 (BS)	短期インセンティブ報酬 (STI) [賞与]	長期インセンティブ報酬 (LTI)	
	19%	24%	RSU	PSU
			23%	34%

(注) 上記の図は執行の役割に対する報酬の種類別報酬割合です。取締役を兼務する者の監督の役割に対する報酬は含んでいません。

執行役	基本報酬 (BS)	短期インセンティブ報酬 (STI) [賞与]	長期インセンティブ報酬 (LTI)	
	24%	28%	RSU	PSU
			19%	29%

(注) 日本以外の出身者には、個人別に従前の報酬契約との調整を図るための一時金やセバランス・ペイ、その他に住宅手当や年金等が設定されています。

■非金銭報酬に関する事項 事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）

事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）は、権利算定期間を3年とし、当期の長期インセンティブ報酬（LTI）の標準額（基本報酬に2または3を乗じた金額）の40%に相当するユニット数を権利算定期間の開始時点で決定し、1年ごとに当該ユニット数に応じた株数の1/3を支給します。

権利算定期間内に報酬委員会が認める正当な事由により執行役が退任した場合には、退任月を含む在任月数で按分し、退任から1年経過後の報酬委員会の確認を経て相当する数の株式を支給します。ただし、個別契約により取扱いが定められている場合は、個別契約の定めるところに従って株式を支給します。

非金銭報酬でもある業績連動型株式報酬（PSU）については、後述の「業績連動報酬に関する事項②非金銭報酬業績連動型株式報酬（PSU）」の項目をご参照ください。

■業績連動報酬に関する事項①金銭報酬 短期インセンティブ報酬（STI）

短期インセンティブ報酬（STI）の標準額は、基本報酬（BS）に1.15または1.25を乗じた金額とし、対象期の終了後に報酬委員会が指標についての業績を評価のうえ、支給率および支給額を決定します。

【評価指標、評価ウエイトおよび選定した理由】

当期の短期インセンティブ報酬（STI）は財務指標と品質目標で構成します。財務指標では成長と効率を評価するために売上高と営業利益率としました。また、長期的、戦略的な取り組みを各年度内で着実に実施することが重要であることから、品質目標を指標としました。各指標の構成比は、売上高=25%、営業利益率=25%、品質目標=50%です。

売上高	営業利益率	品質目標
25%	25%	50%

(注) 2023年3月期に設定した指標の構成比率は、売上高30%、営業利益率40%、戦略目標30%でした。

a.売上高: 25%

前期の決算短信の「次期の見通し」の売上高を目標とするよう2023年6月9日の報酬委員会で決議しました。目標の100%達成に対し100%が支給され、下限0%～上限200%支給の評価テーブルとしました。

b.営業利益率: 25%

前期の決算短信の「次期の見通し」の営業利益率を目標とすることを2023年6月9日の報酬委員会で決議しました。目標の営業利益率±1ポイント以内の達成に対し100%が支給され、下限0%～上限200%支給の評価テーブルとしました。

c.品質目標: 50%

1)QA&RAの組織体制・製造プロセス・品質マネジメントシステム・医療事業のクオリティカルチャーに存在す

ると考えられる根本原因（脆弱性）の改善に対する短期的な主要な取り組みの目標を、STIの報酬評価の目標値としました。

2)報酬委員会は社外取締役で構成された品質保証および法規制（QA&RA）委員会と連携し、不適合の是正と品質システム改善のための多岐に及ぶ実施項目の完了に基づき、報酬評価の目標値や達成率の妥当性を判断します。これらの実施項目の完了はQA&RA委員会の定例の会議および一拠点に対する独立した第三者による予備的な監査結果によって成否を確認します。

【実績】

短期インセンティブ報酬（STI）		目標値	実績値	支給率
業績評価指標	売上高：25%	9,140億円	8,715億円	51.1%
	営業利益率：25%	18.9～20.9%	16.2%	0%
	品質目標：50%	401の実施項目	目標を上回る水準	200.0%

（注）売上高は為替調整として当期の業績予想に使用した為替レートを適用し、営業利益率はその他の収益・費用を差し引いた調整後の営業利益から算出しています。

以上の実績を踏まえ、報酬委員会において支給率を算出し、支給率は各業績評価指標の支給率の合計112.8%となりました。また、この支給率を短期インセンティブ報酬（STI）標準額に乘じ支給額を決定します。

■業績連動報酬に関する事項② 非金銭報酬 業績連動型株式報酬（PSU）

業績連動型株式報酬（PSU）は、業績評価期間において予め定めた業績指標の業績評価期間終了時における達成度に応じて株式を交付するものです。

業績評価期間内に報酬委員会が認める正当な事由により執行役が退任した場合には、業績指標の業績評価期間終了時における達成度に応じて、退任月を含む在任月数で按分し、報酬委員会の確認を経て相当する数の株式を支給します。ただし、個別契約により取扱いが定められている場合は、個別契約の定めるところに従って株式を支給します。

2022年3月期を評価対象期間の開始とし、当期を評価対象期間の終了とする業績連動型株式報酬（PSU）については、以下のとおりです。

【当期を評価対象最終期間とするPSUの評価指標、評価ウエイトおよび選定した理由】

当業績連動型株式報酬（PSU）の評価指標と構成比は、営業利益率=40%、相対TSR=40%、ESG=20%です。企業価値または株主価値の向上につながる指標として、財務視点、株主視点およびESG視点を取り入れ、それぞれ営業利益率、相対TSRおよびDJSI-Index（Dow Jones Sustainability Index）として目標を設定しました。営業利益率および相対TSRについては同等に評価するため同じウエイト（各40%）とし、ESG視点であるDJSI-Indexについては営業利益率および相対TSRの半分のウエイト（20%）としました。

【実績】

業績評価指標	ウエイト	目標（100%支給）	結果	支給率
①営業利益率	40%	各年度の100%支給目標値を設定	（注）1	57.3%
②相対TSR	40%	50%ile (Peer group)	31.1%ile	62.2%
③ESG	20%	DJSI-Index	（注）4	200.0%

（注）1. 営業利益率の各年度の100%支給目標値は以下のとおりです。営業利益率の支給率は、各年度の支給率の単純平均値とします。

2022年3月期=17.5%、前期=21.4%、当期=18.9～20.9%

また、営業利益率の各年度の結果は以下のとおりです。

2022年3月期=19.3%、前期=20.0%、当期=16.2%

2. 営業利益率は、その他の収益、その他の費用を差し引いた調整後の実績

3. (25%ileから50%ileの相対TSRの支給率%) = 2 x (相対TSRの結果%ile)

4. ESGの支給率：評価期間の各年度のDJSI-Indexより決定します。DJSIの各年度の結果は以下のとおりです。

2022年3月期= World、前期= World、当期= World

以上の実績を踏まえ、報酬委員会において支給率を算出し、支給率は各業績評価指標の支給率の合計87.8%となりました。また、各執行役に付与されているPSUユニット数にこの支給率を乗じ、支給株数を算出します。

当期を評価対象期間の開始とし、2026年3月期を評価対象期間の終了とする業績連動型株式報酬（PSU）は以下のとおりです。当業績連動型株式報酬（PSU）では、長期インセンティブ報酬（LTI）の標準額の60%に相当するユニット数を業績評価期間の開始時点で決定し、業績評価期間終了後に当該ユニット数およびパフォーマンスに応じた株数を支給します。

【当期を評価対象開始期間とするPSUの評価指標、評価ウエイトおよび選定した理由】

評価指標および評価ウエイトを以下としました。

EPS成長率 20%	相対TSR 40%	品質目標 30%	ESG 10%
---------------	--------------	-------------	------------

a.EPS成長率：20%

2024年3月期から2026年3月期を対象とした経営戦略では、「Shift to Grow」という新たなステージにおいて、成長と収益性の両面に注力することとしています。そして財務ガイダンスの一つにEPS成長率を掲げ、その目標値を8%と設定しています。そのため、PSUの評価指標としてEPS成長率（調整後）を設定することが適切と判断しました。EPS成長率（調整後）8%を100%支給とし、0%～200%の支給カーブを決定しました。

b.相対TSR：40%

株主と経営陣の双方の視点から長期の業績と報酬を連動させる重要な基準である相対TSRを、業績評価の指標に設定しました。グローバル・メドテックカンパニー20社をピアグループに設定し、自社のTSRのランクが50%水準に位置した場合に100%支給としています。0%～200%支給の評価テーブルは、ピアグループとの相対比較で、合理的に設定したロジックをもとに算出しています。

c.品質目標：30%

1)QA&RAの組織体制・製造プロセス・品質マネジメントシステム・医療事業のクオリティカルチャーに存在すると考えられる根本原因（脆弱性）の改善に対する中長期の主要な取り組みの目標を、PSUの報酬評価の目標値としました。

2)報酬委員会は社外取締役で構成された品質保証および法規制（QA&RA）委員会と連携し、定量的および定性的目標設定に基づく報酬評価の目標値や達成率の妥当性を判断します。

d.ESG：10%

経営戦略で取り組み強化を表明しているESGに関する指標として、DJSIのIndexを評価指標に設定しました。DJSIの評価結果は、ランクの上位から“World Index (W)”、“Asia Pacific Index (AP)”、“Non-Index (N)”となります。1年目、2年目の結果を考慮し、3年目に獲得するIndexを重視した評価テーブルを設定し、支給率200%、150%、100%、50%、0%を決定します。

■クローバック条項

経営層（執行役）の無謀な投資や不正会計処理の抑止力とすることを目的に、クローバック条項を設定しています。クローバックの対象は、執行役の短期インセンティブ報酬（STI）および長期インセンティブ報酬（LTI）で、以下の事象が発生した場合にクローバックを発動させます。

a.報酬の前提となる情報が誤っている、または異なっていることが発覚したことに起因して、本来支給されるべきであった報酬額との差額の返還を求める事象

b.義務違反等が発生した場合の一種の制裁措置として、支給済みの報酬額の返還を求める事象

なお、個別事象に対するクローバックの適用の最終決定は報酬委員会が行い、取締役会に報告します。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

(2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	榎 田 恭 正	株式会社SUBARU社外監査役
社 外 取 締 役	デイビッド・ロバート・ヘイル	JSR株式会社社外取締役 ValueAct Capital Management L.P. 共同チーフエグゼクティブオフィサー
社 外 取 締 役	市 川 佐 知 子	田辺総合法律事務所パートナー 東京エレクトロン株式会社社外取締役 公益社団法人会社役員育成機構理事
社 外 取 締 役	新 貝 康 司	株式会社エクサウィザーズ社外取締役 第一生命ホールディングス株式会社社外取締役 西日本電信電話株式会社社外取締役 株式会社新貝経営研究所代表取締役
社 外 取 締 役	観 恒 平	観恒平公認会計士事務所長 国際会計士連盟 (IFAC) ボードメンバー 日本公認会計士協会シニアアドバイザー
社 外 取 締 役	ゲイリー・ジョン・ブルーデン	Motus GI Holdings Inc. 社外取締役 Lantheus Holdings Inc. 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー OSSIO Inc. 社外取締役
社 外 取 締 役	小 坂 達 朗	中外製薬株式会社特別顧問 株式会社小松製作所社外監査役 三菱電機株式会社社外取締役 一般社団法人日本経済団体連合会審議委員会副議長、バイオエコノミー委員会委員長

- (注) 1. 榎田恭正、市川佐知子、新貝康司、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデンおよび小坂達朗の各氏の重要な兼職先である法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
2. デイビッド・ロバート・ヘイル氏の重要な兼職先のうち、ValueAct Capital Management L.P.が管理するValueAct Capital Master Fund, L.P.は、当社の株式を保有しています。なお、JSR株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
3. 本項目については、2023年6月27日開催の2023年3月期定時株主総会終結の日の翌日以降、当期末日までの期間中に在任した者のうち兼職のある者について記載しています。

(2) 当期における主な活動状況

当社の社外取締役は、取締役会が決定した当社の経営の基本方針に基づき、株主からの負託を受けて当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、取締役および執行役の職務をモニタリングするとともに、経営陣から独立した立場で、また様々なステークホルダーの視点をもって意見および提言を行っています。

	出席状況	発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 藤田 純孝	取締役会 14回/14回 指名委員会 13回/13回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。また、取締役会議長として、取締役会の監督機能の強化を目指し、中長期的な経営戦略、事業ポートフォリオの見直し等の重要な議案に注力するよう、取締役会をリードしています。加えて、社外取締役だけの会合を定期的に実施し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識の共有を図るとともに、毎回の取締役会の終了後に社外取締役のみでExecutive Sessionを開き、その日の審議案件に基づく課題や今後取締役会で深掘りすべき論点等について意見交換を行っています。さらに、それら会合およびExecutive Sessionの内容を議長としてCEOにフィードバックしています。また、指名委員会の委員長として、取締役の選任やサクセッションプランの重要性を十分に認識し、委員会の運営を推進しています。
取締役 榎田 恭正	取締役会 13回/14回 監査委員会 27回/27回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、ヘルスケア業界における経営者としての経験から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、監査委員会の委員長として、取締役および執行役の職務執行の監査を主導し、委員会の運営を推進しています。
取締役 デイビッド・ロバート・ヘイル	取締役会 14回/14回 指名委員会 2回/2回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、多様な業界における経験豊富な経営コンサルタントおよび投資家として、グローバルな資本市場やヘルスケア業界における知見から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度からの意見および提言を行っています。
取締役 ジミー・シー・ピーズリー	取締役会 14回/14回 報酬委員会 11回/11回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、ヘルスケア業界におけるグローバルでの事業経験および経営陣としての豊富な経験と知見から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、報酬委員会の委員として、役員報酬に係る事項等を決定しています。
取締役 市川 佐知子	取締役会 14回/14回 監査委員会 27回/27回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、弁護士および米国公認会計士としての専門的な知見から当社グループの事業活動全般に対し、意見および提言を行っています。また、監査委員会の委員として、その専門的な知見に基づいて取締役および執行役の職務執行の監査を行っています。

	出席状況	発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 新貝 康司	取締役会 14回／14回 指名委員会 2回／2回 報酬委員会 11回／11回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、グローバル経営および企業買取にかかると豊富な経験から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、報酬委員会の委員長として、中長期的な経営目標と整合性のある報酬制度の策定と運用および役員報酬の決定を主導し、委員会の運営を推進しています。
取締役 観 恒平	取締役会 14回／14回 監査委員会 27回／27回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、公認会計士として専門的な知見および海外勤務ならびに海外の監査保証業務の経験から当社グループの事業活動全般に対し、意見および提言を行っています。また、監査委員会の委員として、その専門的な知見に基づいて取締役および執行役の職務執行の監査を行っています。
取締役 ゲイリー・ジョン・ブルーデン	取締役会 14回／14回 指名委員会 10回／11回 報酬委員会 3回／3回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、ヘルスケア業界におけるグローバルでの事業経験および経営者としての豊富な経験と知見から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度から意見および提言を行っています。また、指名委員会の委員として、取締役の選任に関する議案の内容等を決定しています。
取締役 小坂 達朗	取締役会 11回／11回 指名委員会 11回／11回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、ヘルスケア業界におけるグローバルでの事業経験および経営者としての豊富な経験と知見から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度から意見および提言を行っています。また、指名委員会の委員として、取締役の選任に関する議案の内容等を決定しています。
取締役 ルアン・マリー・ペンディ	取締役会 11回／11回 報酬委員会 8回／8回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、ヘルスケア業界におけるグローバルでの事業経験や品質保証および法規制（QA&RA）分野での経験から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、報酬委員会の委員として、役員報酬に係る事項等を決定しています。

- (注) 1. 取締役デイビッド・ロバート・ヘイルおよび新貝康司の両氏の指名委員会の出席状況は、2023年6月27日までの委員在任中に開催されたものを対象としています。
2. 取締役ゲイリー・ジョン・ブルーデン氏の報酬委員会の出席状況は、2023年6月27日までの委員在任中に開催されたものを対象としています。また、指名委員会の出席状況は、2023年6月27日の委員就任後に開催されたものを対象としています。
3. 取締役小坂達朗およびルアン・マリー・ペンディの両氏取締役会の出席状況は、2023年6月27日の取締役就任後に開催されたものを対象としています。
4. 取締役小坂達朗およびルアン・マリー・ペンディの両氏の各委員会の出席状況は、2023年6月27日の委員就任後に開催されたものを対象としています。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

区 分	支給額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	229百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	272百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査委員会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の執行状況および監査報酬の見積り額の算出根拠など必要な情報の入手および検証を行った結果、会社法第399条第1項の同意をしました。
3. 当社の重要な子会社であるOlympus Corporation of the Americas、Olympus Europa Holding SE、Olympus (China) Co., Ltd.およびOlympus Corporation of Asia Pacific Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、非監査業務として、各種アドバイザリー業務を委託し、その対価を支払っています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および信頼性に影響を及ぼす事象が生じたことにより、当社における監査が適切に実施されないと認められる場合、さらなる監査品質の向上を志向する場合、またはその他必要があると判断した場合には、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、当社および子会社（以下、「オリンパスグループ」）の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとしています。

I オリンパスグループにおける業務の適正を確保するための体制

1. 当社執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会が取締役および執行役の職務の執行を監督する際の基本方針となる「経営の基本方針」を定めます。また、経営理念に基づき、オリンパスグローバル行動規範ならびに品質、製品安全および輸出管理等の各種の規程類を制定し、内容の浸透を図るとともに、継続的な教育等によりオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
- (2) 当社は、コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス機能の責任者を任命するとともに、統括機能を設置します。統括機能はコンプライアンスマネジメントシステムに基づいたコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、オリンパスグループ全体で使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。さらに、オリンパスグループにおいて法令違反等が発生または発生する可能性がある場合、多言語で24時間対応可能なグローバル通報受付窓口および各地域に設置された通報受付窓口において通報を受け付けます。
- (3) 当社は、CEO 直轄の内部監査機能を設置します。内部監査機能は内部監査規程に基づき、オリンパスグループにおけるリスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性等につき内部監査を実施します。また、内部監査結果をCEO および監査委員会に対して報告します。
- (4) 当社は、オリンパスグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために、内部監査機能において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。
- (5) 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。また、オリンパスグループとして反社会的勢力排除の社会的責任を果たすため、関連する規程を整備し反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施します。

【運用状況の概要】

- (1) 当社は、取締役会が取締役および執行役の職務の執行を監督する際の基本方針となる「経営の基本方針」を定めています。また、経営理念に基づき、オリンパスグローバル行動規範ならびに品質、製品安全および輸出管理等の各種規程類を整備するとともに、内容の浸透を図るため、研修やe-learningをはじめとする教育のほか従業員参加型のキャンペーン等の取り組みを実施しています。さらに、当社はグローバル・メドテックカンパニーとして、患者さんの安全を最優先事項と考え、経営理念の一部である「Our Core Values 私たちのコアバリュー」に「Patient Focus 患者さん第一」掲げるほか、全従業員が患者さん

の安全に焦点を当てた成果目標を設定するなど、企業文化として浸透させる取り組みを強化しています。

- (2) 当社は、チーフコンプライアンスオフィサーの指示のもと、定期的に会議体を開催し、グローバルでの重要施策の確認等を行っています。また、オリンパスグループの従業員に対するコンプライアンス研修を実施しました。さらに、従業員に対し内部通報制度について周知するとともに、多言語で24時間365日電話およびオンライン等で通報可能なグローバル通報受付窓口および各地域に設置した内部通報受付窓口にて通報を受け付けています。
- (3) 内部監査機能は、内部監査規程に基づき、監査計画について取締役会および監査委員会に付議するとともに、監査実施状況等についてCEO、グループ経営執行会議および監査委員会に報告しています。
- (4) 当社は、財務報告に係る内部統制の評価実施方針およびその運用状況を取締役会、CEO、グループ経営執行会議および監査委員会に報告しています。
- (5) 当社は、オリンパスグループの取引に関して反社会的勢力排除規程に基づいた調査を実施する等、反社会的勢力排除の取り組みを行っています。

2. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、各地域において法令および文書管理規程等の規程類に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
- (2) 取締役は、文書管理規程に基づき取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を必要な時に閲覧できます。

【運用状況の概要】

- (1) 当社は、各地域の法令および文書管理規程等の規程に基づき、取締役会議事録その他執行役の職務の執行に係る重要な文書および電磁的情報について適切に保存を行っています。
- (2) 当社は、取締役が重要な文書を必要な時に閲覧できるものとしています。

3. オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、取締役会およびグループ経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。取締役会は、経営の基本方針、内部統制システムに係る事項、その他の重要事項および重要な業務執行に関する事項を決定する他、執行役に委任する事項を決定します。また、執行役は、取締役会で決議する事項以外の重要事項については、意思決定を行い、取締役会に報告を行います。
- (2) 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する機能を定め、規程類を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。
- (3) 当社は、内部統制規程および関連する規程類に基づき、オリンパスグループの事業活動に伴う重大リスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限に留めるためのリスクマネジメントシステムを整備し、その適切な運用および管理にあたります。また、リスクマネジメント運用規程に従い、オリンパスグループの担当機能においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、すみやかに対処できる体制としています。企業倫理違反ならびに震災、火災および事故等の重大なリスクが発生した場合、担当機能は、執行役および関係者に緊急報告を行い、CEO が対策を決定します。

[運用状況の概要]

- (1) 当社は、経営戦略や事業計画等のオリンパスグループの重要事項について、グループ経営執行会議で十分な審議を行ったうえで取締役会に付議しています。執行役は、取締役会から委任された事項について職務権限規程に基づき意思決定を行うとともに、取締役会付議・報告基準に基づき取締役会に報告しています。また、グループ経営執行会議および取締役会を計画的かつ定期的に開催しました。さらに、電子決裁システムによる決裁手続きの適正な運用によりグループの事業リスクの管理を行っています。
- (2) 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、必要に応じて規程の制改定、会議体の開催および教育等を実施しています。特に、当社はグローバル・メドテックカンパニーとして、患者さんの安全を最優先事項とし、品質保証および法規制（QA&RA）体制の強化に取り組んでいます。また、情報セキュリティにおいても、オリンパスグループ全体でより迅速な対応を可能とするインシデント対応体制の強化に取り組んでいます。
- (3) 当社は、内部統制規程および関連する規程類に基づき、必要な教育、研修および会議体を開催する等によりオリンパスグループとしてリスクマネジメントの取り組みを行っています。また、各事業および各担当機能へのリスクアセスメントを実施するとともに、その結果を取締役に報告しています。さらに、災害が発生した場合の迅速な対応のための訓練等を実施しています。

4. 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営戦略およびその実行計画である事業計画その他の重要事項について承認します。また、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化および効率化を図るため、執行役に委任します。なお、取締役会は事業計画の進捗評価のために業績等につき四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督します。
- (2) 取締役会は、執行役の職務の分担を決定します。また、その職務の執行状況について3カ月に1回以上報告を受けます。
- (3) 当社は、職務権限規程、組織規程および関連する規程類により、主要な職位の責任と権限を明確にし、取締役会はその職務の執行状況について報告を受けます。
- (4) 当社は、オリンパスグループの財務運営の基礎となる財務方針を規定した財務規程を定め、オリンパスグループの財務面でのガバナンスを強化するとともに、オリンパスグループにおける資金、為替、金融機関取引の統括および管理を実施します。

[運用状況の概要]

- (1) 取締役会は、経営戦略に基づく事業計画その他の重要事項について議論のうえ、承認しています。また、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行事項は、執行役に委任し、意思決定の迅速化および効率化を図っています。当期においては、取締役会を14回開催しました。
- (2) 取締役会は、執行役の職務の分担を決定し、その職務の執行状況について報告を受けています。
- (3) 当社は、規程類により主要な職位の責任と権限について明確にするとともに、適宜組織体制等を踏まえた見直しを行っています。取締役会はその職務の執行状況について報告を受けています。
- (4) 当社は、財務規程に基づき、定期的に子会社の資金、為替および金融機関取引状況を取得し統括管理するとともに、グループ全体の資金状況を定期的に取締役へ報告しています。

5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程および関連する規程類により子会社に関する管理基準を明確化したうえで、地域統括会社の責任者が子会社の経営状況のレビューを行い、レビュー結果を定期的にCEOに報告します。
- (2) 当社は、連結会計規程に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、オリンパスグループの財務状態および経営成績を的確に把握し、かつ、連結会計方針の適切な維持管理を行います。

[運用状況の概要]

- (1) 当社の地域統括会社の責任者は、定期的に子会社の経営状況のレビューを行い、レビュー結果をCEOに報告しています。また、レビュー結果を基に、子会社の状況について継続的にモニタリング等を行っています。
- (2) 当社は、連結会計規程に基づき、子会社から必要な財務情報を適時適切に取得し、内容の確認および承認を行っています。

6. その他のオリンパスグループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社の執行役、執行役員または使用人を主要な子会社に取り締役または監査役その他これらの者に相当する者として派遣し、また、各機能長がオリンパスグループにおける当該機能全体を管理します。さらに子会社の重要事項については職務権限規程および関連する規程類に基づき当社が承認することにより、子会社における業務の適正を確保します。
- (2) 当社は、ESG担当役員を任命してオリンパスグループにおけるESGに関する目標を設定し、継続的に取り組みます。また、役員の業績連動報酬の一部にESGに関する指標を設定し、経営戦略として取り組みを強化します。

[運用状況の概要]

- (1) 当社は、当社の役員等を主要な子会社に取り締役等として派遣しているほか、各機能長がオリンパスグループにおける当該機能全体を管理しています。また、子会社の重要事項については職務権限規程および関連する規程類に基づき、当社において審議しています。
- (2) 当社は、ESG戦略の進捗をモニタリングするための体制を強化するなど、目標達成に向けた取り組みを行っています。また引き続き、役員の業績連動報酬である長期インセンティブ報酬の一部に、ESG評価機関による評価結果を指標として設定しています。

II 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

1. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。さらに必要に応じて兼任の使用人を置くことができることとします。また、規程類を定め、次のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保します。

- ①取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとします。

- ②監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査委員会の同意を得たうえで決定します。

[運用状況の概要]

当社は、監査委員会室を設置し、2024年3月31日時点において専任の使用人を4名配置しています。また、規程類の定めに従い、次のとおりこれらの使用人の執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の使用人に対する指示の実効性を確保しています。

- ①取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとしています。
- ②監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動等は監査委員会の同意を得たうえで決定しています。また、賃金および人事評価等は、常勤監査委員による評価内容を監査委員会で確認および同意のうえ、決定しています。

2. 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

- (1) 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、法令および定款に違反する重大な事実、オリンパスグループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実、またはオリンパスグループの業務に著しく不当な事実を発見したときは、直接または担当機能を通じ直ちに監査委員会に報告します。その他、法令および監査委員会規程等に基づき、監査委員会がオリンパスグループの取締役、執行役および使用人等に対して報告を求めたときは、当該取締役、執行役および使用人等は速やかに監査委員会に報告します。
- (2) コンプライアンス機能の責任者は、オリンパスグループにおけるコンプライアンスに関する状況を監査委員会に対して定期的に報告します。また、内部通報制度に基づく通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告します。
- (3) 内部監査機能は、オリンパスグループにおける内部監査の状況を監査委員会に対して定期的に報告します。

[運用状況の概要]

- (1) 当社は、当社および子会社の取締役、執行役、執行役員および使用人が法令等に違反する重大な事実、オリンパスグループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実、またはオリンパスグループの業務に著しく不当な事実を発見したときには、その事実について監査委員会に報告しています。また、監査委員会から報告を求められたときは、速やかに監査委員会に報告するなど、綿密な連携を図っています。
- (2) チーフコンプライアンスオフィサーは、定期的および必要な都度、コンプライアンスに関する状況および内部通報状況ならびに調査結果を監査委員会に報告しています。
- (3) チーフインターナルオーディットオフィサーは、定期的および必要な都度、内部監査の計画および監査状況を監査委員会に報告しています。

3. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、規程類を定め、監査委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む）を行いません。

[運用状況の概要]

当社は、監査委員および監査委員会の職務を支える体制に係る規程等において、監査委員会に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、これを遵守しています。

4. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、規程類に基づき、監査委員による職務の執行に伴う費用の前払または償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ速やかに支出します。

[運用状況の概要]

当社は、監査委員会の活動に関する予算を計上し、監査委員の求めに応じて、必要な費用を適宜精算しています。

5. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役、執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保します。
- (2) 当社は、監査委員会が取締役、執行役および会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。
- (3) 当社は、監査委員が重要な会議に出席する機会を確保します。
- (4) 監査委員会は、内部監査機能から監査結果等について報告を受けるとともに、必要に応じて監査委員会が内部監査機能に指揮・命令権を行使するなど、内部監査機能と緊密な連携を図ります。
- (5) 当社は、監査委員会の求めに応じて、子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

[運用状況の概要]

- (1) 当社は、取締役、執行役、執行役員および使用人に対して監査委員会によるヒアリングを往査も含めたべ54回実施しました。
- (2) 監査委員会は、取締役、執行役、執行役員、会計監査人およびその他必要な者と、定期的および必要な都度、意見交換を行っています。
- (3) 当社は、監査委員がグループ経営執行会議等の重要な会議に出席する機会を確保しています。当期は常勤監査委員が必要な会議に出席し、当該会議における情報を監査委員会へ適宜共有しています。
- (4) 内部監査機能は、定期的および必要な都度、監査委員会に報告を行っています。また、監査委員会は内部

監査機能に対し、必要に応じて調査を求め、または具体的な指示を行っています。

(5) 当社は、監査委員会が子会社の監査役や使用人からの情報収集の機会を確保しています。当期は、監査委員会が子会社からの報告聴取および子会社への往査を実施しました。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するため、必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの持続的な成長を実現させるため、手元資金を成長ドライバーへの投資に優先的に配分していく方針であり、収益性の高い既存事業への投資や成長機会への戦略的な投資を実施してまいります。配当については、安定的かつ段階的に増配する方針で、当社株式の取得については、投資機会と資金状況に応じて機動的に実施する方針です。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2024年5月10日開催の取締役会決議により、前期より2円増配の1株当たり18円としました。効力発生日および支払開始日は、2024年6月5日です。

(ご参考)

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
1株当たり配当額	14円	16円	18円
配当総額	178億22百万円	200億57百万円	209億81百万円
自己株式取得総額	300億円	500億円	1,800億円
総還元性向	41.3%	48.8%	82.9%

連結計算書類

連結財政状態計算書

科目	2024年3月期 2024年3月31日現在
資産の部	
流動資産	800,340
現金及び現金同等物	340,933
営業債権及びその他の債権	197,599
その他の金融資産	9,862
棚卸資産	190,030
未収法人所得税	36,686
その他の流動資産	25,175
小計	800,285
売却目的で保有する資産	55
非流動資産	733,876
有形固定資産	259,968
のれん	180,331
無形資産	91,961
退職給付に係る資産	36,815
持分法で会計処理されている投資	479
営業債権及びその他の債権	55,764
その他の金融資産	34,146
繰延税金資産	72,324
その他の非流動資産	2,088
資産合計	1,534,216

(単位：百万円)

科目	2024年3月期 2024年3月31日現在
負債の部	
流動負債	431,695
営業債務及びその他の債務	61,855
社債及び借入金	69,988
その他の金融負債	27,673
未払法人所得税	38,658
引当金	31,318
その他の流動負債	202,203
非流動負債	345,335
社債及び借入金	229,628
その他の金融負債	62,238
退職給付に係る負債	20,586
引当金	2,362
繰延税金負債	11,989
その他の非流動負債	18,532
負債合計	777,030
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分	757,186
資本金	124,643
資本剰余金	92,032
自己株式	△102,017
その他の資本の構成要素	149,127
利益剰余金	493,401
資本合計	757,186
負債及び資本合計	1,534,216

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	2024年3月期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
継続事業	
売上高	936,210
売上原価	311,087
売上総利益	625,123
販売費及び一般管理費	473,231
持分法による投資損益	△358
その他の収益	4,666
その他の費用	112,602
営業利益	43,598
金融収益	2,562
金融費用	10,306
税引前利益	35,854
法人所得税費用	8,881
継続事業からの当期利益	26,973
非継続事業	
非継続事業からの当期利益	215,956
当期利益	242,929
当期利益の帰属	
親会社の所有者	242,566
非支配持分	363
当期利益	242,929

連結持分変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	親会社の所有者に帰属する持分							非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	売却目的で保有する処分グループに関連するその他の資本の構成要素	利益剰余金	合計		
2023年4月1日 残高	124,643	92,150	△28,086	77,280	3,034	371,064	640,085	1,149	641,234
当期利益						242,566	242,566	363	242,929
その他の包括利益				76,530	△3,034		73,496		73,496
当期包括利益	—	—	—	76,530	△3,034	242,566	316,062	363	316,425
自己株式の取得			△180,002				△180,002		△180,002
自己株式の処分		△43	43				0		0
自己株式の消却		△104,795	104,795				—		—
剰余金の配当						△20,057	△20,057	△183	△20,240
利益剰余金から資本剰余金への振替額		104,855				△104,855	—		—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替額				△4,683		4,683	—		—
株式報酬取引		1,457	1,233				2,690		2,690
非支配持分との資本取引		△1,592					△1,592	△1,329	△2,921
所有者との取引額等合計	—	△118	△73,931	△4,683	—	△120,229	△198,961	△1,512	△200,473
2024年3月31日 残高	124,643	92,032	△102,017	149,127	—	493,401	757,186	—	757,186

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社(以下、「当社グループ」)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下、IFRS)に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載および注記の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 89社

主要な連結子会社の名称

Olympus Corporation of the Americas
Olympus Europa Holding SE
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited
Olympus (China) Co., Ltd.

連結範囲の変更

(新規) 1社

PT Olympus Medical Indonesiaは、当連結会計年度に新規設立したことに伴い、連結子会社を含めています。

(除外) 17社

株式会社エビデント及びそのグループ会社14社並びにGyrus Medical Limitedは、当連結会計年度に譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しています。

オリンパスデジタルシステムデザイン株式会社は、当連結会計年度に当社と合併したことに伴い、連結子会社から除外しています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な会社等の名称

ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産

①当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権はその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に、当初認識しています。当初認識時において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

②分類及び事後測定

金融資産については、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、もしくは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

(償却原価で測定する金融資産)

金融資産のうち、以下の要件をともに満たすものは、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する事業モデルの中で保有されている
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる

償却原価で測定する金融資産は当初認識後、実効金利法による償却原価によって測定しています。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式などの資本性金融商品については、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合に、その他の包括利益の累積額を直接利益剰余金に振替えています。

なお、当該金融資産から生じる配当金については、純損益として認識しています。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は当初認識後、公正価値の変動を純損益として認識しています。

③金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループでは、金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日ごとに評価し、著しく増加していない場合には12か月の予想信用損失に等しい金額を、信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しています。なお、営業債権、契約資産及びリース債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しています。

④認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時点、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡し、リスクと経済的便益のほとんどすべてを移転した時点で、金融資産の認識を中止しています。

(2) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク及び金利リスクをヘッジする目的で、為替予約、金利スワップ契約及び金利通貨スワップ等のデリバティブを利用しており、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しています。また、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブをヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しています。ヘッジ会計の適用に当たっては、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係、リスク管理目的及び戦略について、公式に指定並びに文書化を行っています。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジするリスクの性質、及びヘッジの有効性を判定する方法が記載されており、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。

当社グループでは、ヘッジ会計の要件を満たす金利及び金利通貨関連のデリバティブ取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジを適用しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段にかかる公正価値の変動額のうち、ヘッジの効果が有効な部分はその他の包括利益に認識し、ヘッジ対象取引を実行し純損益に認識するまでその他の資本の構成要素として認識しています。また、有効でない部分は純損益として認識しています。

その他の資本の構成要素に認識したヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素として認識している金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として会計処理しています。

予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、ヘッジ会計を中止し、従来その他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振替えています。ヘッジ会計を中止した場合であっても、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生の可能性が見込まれる場合には、ヘッジ会計の中止時までにはその他の資本の構成要素として認識していた金額を、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に認識しています。

なお、当社グループは公正価値ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジは行っていません。

(3) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い方の金額で測定しています。取得原価には、購入原価および加工費、ならびに棚卸資産が現在の場所と状態に至るまでに発生したその他のコストが含まれ、主として加重平均法に基づいて算定されています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額です。

(4) 有形固定資産

有形固定資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

有形固定資産の取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれています。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです（使用権資産を除く）。

- ・建物および構築物：2～50年
- ・機械装置および運搬具：2～10年
- ・工具、器具および備品：2～15年

見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(5) のれん

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

のれんは償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。減損損失が発生した場合には、純損益として認識しています。

(6) 無形資産

無形資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

個別に取得した無形資産の取得原価には、資産の取得に直接起因する費用が含まれています。企業結合において取得した無形資産は取得日現在の公正価値で測定しています。また、自己創設無形資産には資産化の要件を満たす開発費用を認識し、要件を満たさない場合には発生時に費用として認識しています。

耐用年数を確定できない無形資産を除いて、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・開発資産：4～8年
- ・ソフトウェア：3～5年
- ・その他：3～15年

見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産は償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

(7) リース

①借手リース

借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するのではなく、単一の会計モデルを導入し、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識しています。

リース負債は、リース開始日において支払われていないリース料総額の現在価値で測定しています。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料並びに原状回復コスト等を調整した額を当初測定額としています。使用権資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で償却しています。

リース期間は、解約不能期間を基準として、合理的に確実なオプション期間を見積もり加減しています。また、支払リース料総額をリース負債元本相当部分と利息相当部分とに区分し、支払リース料の利息相当部分への各期の配分額は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように算定のうえ、純損益として認識しています。

契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には当該契約がリース又はリースを含むと契約開始時に判断しています。

また、短期リース及び原資産の価値が少額であるリースについては、使用権資産とリース負債の認識を行わず、支払リース料を費用として認識しています。なお、使用権資産およびリース負債は連結財政状態計算書上、それぞれ「有形固定資産」「その他の金融負債」に含めて表示しています。

②貸手リース

資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリース取引をファイナンス・リースに、それ以外の場合はオペレーティング・リースに分類しています。

ファイナンス・リース取引においては、リース投資未回収総額の現在価値を、リース期間の起算日に収益に認識し、対応する金額をリース債権として認識しています。また、未稼得金融収益は、リース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、当該期間に帰属する部分を収益に認識しています。

オペレーティング・リース取引においては、対象となるリース物件を連結財政状態計算書上で認識し、受取リース料をリース期間にわたって定額法により収益に認識しています。

(8) 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産、退職給付に係る資産および売却目的で保有する非流動資産を除く）の帳簿価額について、報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しています。ただし、のれん、耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産については、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、当該全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額に基づき減損テストを実施しています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前の割引率を用いて現在価値に割引いています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に当該単位内のその他の資産に対し、各資産の帳簿価額に基づき比例按分しています。

過去の期間に認識した減損損失について戻入れを示す兆候が存在し、資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に、減損損失を戻入れています。減損損失の戻入れ後の帳簿価額は、減損損失を認識しなかった場合に戻入れが発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合の帳簿価額を上限としています。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れをしていません。

(9) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

継続的使用ではなく主に売却取引により回収される非流動資産又は処分グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産又は処分グループに分類しています。

売却目的保有に分類されている間又は売却目的保有に分類されている処分グループの一部である間は、非流動資産は減価償却又は償却を行わず、売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループを、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い金額で測定しています。

当社グループは、経営上の意思決定を行う単位としての事業について、既に売却された場合、あるいは売却目的の保有として分類すべき要件を満たした場合に、当該事業を非継続事業として分類することとしています。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として当社グループが現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

貨幣の時間的価値の影響が重要である場合、引当金は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いて測定しています。

(11) 従業員給付

①退職後給付

当社グループは、確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しています。

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

確定給付制度債務の現在価値への割引に使用する割引率は、退職後給付債務と通貨や期日が整合する優良社債の利回りを参照して決定しています。

確定給付制度に係る資産または負債は、制度ごとの確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額として算定しています。

確定給付型年金制度から生じる再測定による差額は、発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振替えています。また、過去勤務費用は発生時に純損益として認識しています。

確定拠出型年金制度への拠出は、従業員が関連するサービスを提供した期間に応じて費用として認識しています。

②短期従業員給付

短期従業員給付は割引計算を行わず、関連する勤務が提供された時点で費用として認識しています。当社グループが従業員から過去に提供された勤務の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額の信頼性のある見積りが可能である場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しています。

③その他の長期従業員給付

当社グループは、年金制度以外の長期従業員給付として、一定の勤続年数に応じた特別休暇や報奨金制度を有しています。その他の長期従業員給付に対する債務額は、従業員が過年度および当年度において提供した勤務の対価として稼得した将来給付の見積額を現在価値に割引いた額を負債として認識しています。

(12) 収益

当社グループは、内視鏡、治療機器、およびその他製品の製造販売を主な事業としています。

内視鏡事業

内視鏡事業においては、消化器内視鏡、外科内視鏡などの医療機器の販売並びにリース及び修理などの医療サービスを行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

内視鏡事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。なお、製品、および保守サービス等の複数の要素から構成される取引については、販売する製品および提供するサービス等が単独で独立の価値をもつ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、取引総額を各構成要素の独立販売価格に基づいて比例的に配分しています。

医療機器に関する保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しています。

医療機器に関する貸手のリース取引については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (7) リース」に従って会計処理しています。なお、リース契約に関するリース料は、個々の契約に定められた支払い条件に基づき受領しています。

治療機器事業

治療機器事業においては、消化器科処置具、泌尿器科製品、呼吸器科製品、エネルギー・デバイス並びに耳鼻咽喉科製品及び婦人科製品などの医療機器の販売を行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

治療機器事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

その他の事業

その他の事業においては、生体材料および整形外科用器具などの販売を行っているほか、新規事業に関する研究開発や探索活動が含まれています。

5. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用、資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されており、その影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しています。

連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりです。

・棚卸資産の評価（注記「4. 会計方針に関する事項 (3) 棚卸資産」）

棚卸資産は、取得原価で測定していますが、報告期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しています。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しています。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した棚卸資産の金額は、190,030百万円です。

・非金融資産の減損（注記「4. 会計方針に関する事項 (8) 非金融資産の減損」）

当社グループは、有形固定資産、のれん及び無形資産について、注記「4. 会計方針に関する事項」に従って、減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額の算定において、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しています。

これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

のれんの減損テストにおいて回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としています。

使用価値は、主として経営者が承認した事業計画、及び事業計画の期間経過後は成長率を基礎とした継続価値によるキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて計算しています。

事業計画は5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映し、外部情報及び内部情報との整合のうえ作成し、当該事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積っています。

使用価値の見積りにおける主要な仮定は、事業計画における成長率、営業利益率、計画期間経過後の成長率及び割引率です。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した有形固定資産、のれん及び無形資産の金額は、それぞれ259,968百万円、180,331百万円、91,961百万円です。

・引当金の測定（注記「4. 会計方針に関する事項（10）引当金」）

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれる支出の期末日における最善の見積りに基づいて測定しています。将来において債務の決済に要すると見込まれる支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しています。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、引当金の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した引当金の金額は、33,680百万円です。

・偶発債務注記

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には、開示しています。

・確定給付制度債務の測定（注記「4. 会計方針に関する事項（11）従業員給付」）

確定給付企業年金制度については、確定給付制度債務と制度資産の公正価値の純額を負債又は資産として認識しています。確定給付制度債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれています。これらの前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しています。これら年金数理計算の前提条件は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の金額は、それぞれ36,815百万円、20,586百万円です。

・繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。課税所得が生じる可能性の判断においては、成長率や営業利益率等の仮定を含む事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、それぞれ72,324百万円、11,989百万円です。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1) 流動資産	4,824百万円
(2) 非流動資産	5,743百万円

貸倒引当金のうち3,149百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして非流動資産の「営業債権及びその他の債権」に計上された長期未収入金3,149百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求しており、当期において一部を回収しています。

2. 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 441,956百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式	1,215,146,700株
------	----------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	20,057	16	2023年3月31日	2023年6月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年5月10日開催の取締役会において、配当に関する事項を次のとおり決議しました。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	20,981	利益剰余金	18	2024年3月31日	2024年6月5日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	282,400株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しています。

営業債権及びその他の債権に係る顧客の信用リスクは、社内規定に従い、主な外部取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、リスク低減を図っています。

保有株式に係る市場価格リスクは、定期的に市場価格や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直すことにより、リスク低減を図っています。

外貨建の金融資産及び金融負債に係る為替変動リスクは、主に先物為替予約及び通貨スワップの利用により、リスク低減を図っています。また、一部の長期借入金に係る金利変動リスクは、金利スワップ取引を実施して利息の支払額を固定化することにより、リスク低減を図っています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値の測定レベルは、測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて以下の3つに区分しています。

レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）市場価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算定された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算定された公正価値

金融商品のレベル間の振替は、各期末日に発生したものと認識しています。なお、当連結会計年度において、レベル間の振替が行われた重要な金融商品はありませぬ。

(1) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される主な金融商品の測定方法は以下のとおりです。

上場株式はレベル1に区分し、各期末の市場価格によって測定しています。

非上場株式等はレベル3に区分し、類似公開会社比較法等の評価技法を用いて測定しています。

デリバティブ資産・負債はレベル2に区分し、通貨デリバティブは先物為替相場、金利デリバティブは市場金利や信用リスク、満期までの期間等の観察可能なデータに基づいて、それぞれ測定しています。

企業結合等により生じた条件付対価の公正価値は、レベル3に区分し、将来の支払い可能性を見積り測定しています。

公正価値で測定される主な金融商品の2024年3月31日（当連結会計年度末）における公正価値の測定レベル別の内訳は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	—	14,358	—	14,358
株式等	—	—	704	704
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式等	538	—	7,014	7,552
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	2,483	—	2,483
条件付対価	—	—	7,119	7,119

レベル3に区分された金融資産の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	7,368
利得及び損失 (注)	
純損益	△18
その他の包括利益	△106
購入	325
売却	△405
その他	554
期末残高	7,718

(注) 純損益に認識した利得又は損失は、主に連結損益計算書上の「金融収益」又は「金融費用」に表示しています。

純損益に認識した利得又は損失合計の内、当連結会計年度末において保有する金融商品に係るものは、当連結会計年度において△71百万円です。

レベル3に区分された金融負債の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	8,226
決済	△3,421
公正価値の変動	1,400
その他	914
期末残高	7,119

(2) 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される主な金融商品の公正価値の測定方法は以下のとおりです。なお、これらの金融商品は主としてレベル2に区分しています。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

リース債権は、一定の期間ごとに区分した債権毎に、債権の額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値に基づいて測定しています。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

(社債及び借入金)

固定金利による社債及び借入金は、将来キャッシュ・フローを同様の社債の発行や新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて測定しています。

変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

なお、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

償却原価で測定される主な金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値がほぼ等しい金融商品は下表に含めていません。

	連結財政状態計算書 計上額 (百万円)	公正価値 (百万円)	差額 (百万円)
金融資産			
リース債権	86,238	86,085	△153
金融負債			
社債	145,250	139,324	△5,926
借入金	94,372	94,225	△147

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、従来「内視鏡事業」「治療機器事業」「科学事業」及び「その他事業」の4区分を基本にして組織が構成されていましたが、前連結会計年度より「内視鏡事業」「治療機器事業」及び「その他事業」の3区分を基本にして組織を構成することに変更しています。この変更は、当社が、ベインキャピタルが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66との間に、科学事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結したことに伴い、科学事業を非継続事業に分類したことによるものです。非継続事業の詳細については、その他の注記「5. 非継続事業」に記載しています。

「内視鏡事業」「治療機器事業」及び「その他事業」の3区分は、事業毎に分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績の評価を行うために、定期的に報告を行う単位となっていることから、これらの事業で計上する収益を売上高として表示しています。また、売上高は顧客の所在地に基づき地域別に分解しています。これらの分解した売上高と各報告セグメントの売上高との関連は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	内視鏡	治療機器	その他	計
日本	71,892	44,495	5,128	121,515
北米	216,565	134,666	106	351,337
欧州	145,931	90,714	6,180	242,825
中国	74,950	30,748	643	106,341
アジア・オセアニア	58,979	28,897	205	88,081
その他	18,300	7,811	0	26,111
合計	586,617	337,331	12,262	936,210
顧客との契約から認識した収益	508,888	326,167	12,262	847,317
その他の源泉から認識した収益	77,729	11,164	—	88,893

(注) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号に基づくリース収益等が含まれています。

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	2023年4月1日	2024年3月31日
顧客との契約から生じた債権	137,177	146,956
契約資産	1,239	220
契約負債	55,533	65,616

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、営業債権及びその他の債権に含まれており、契約負債は、その他の流動負債及びその他の非流動負債に含まれています。

当連結会計年度に認識された継続事業の収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は、55,521百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引金額

残存履行義務の充足時期ごとの収益は、以下のとおりです。なお、個別の予想契約期間が1年以内の取引は、実務上の便法の規定を適用し当該開示には含みません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年以内	22,936
1年超	11,838
合計	34,773

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	649.59円
2. 基本的1株当たり当期利益	
継続事業	21.93円
非継続事業	177.98円
基本的1株当たり当期利益	199.91円

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2023年11月9日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議し、2024年4月30日付で自己株式を消却しています。

(1) 消却に係る事項の内容

1. 消却対象株式の種類	当社普通株式
2. 消却する株式の総数	37,446,500株 (消却前の発行済株式総数に対する割合3.08%)
3. 消却日	2024年4月30日
4. 消却後の発行済株式総数	1,177,700,200株

また、当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元強化および資本効率の向上を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

1. 取得対象株式の種類	当社普通株式
2. 取得しうる株式の総数	60,000,000株 (上限)

(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 5.15%)

3. 株式の取得価額の総額	100,000百万円 (上限)
4. 取得期間	2024年5月13日～2024年12月31日
5. 取得方法	取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付

(3) 消却に係る事項の内容

1. 消却対象株式の種類	当社普通株式
2. 消却する株式の総数	上記(2)により取得した自己株式の全株式数
3. 消却予定日	2025年1月31日

その他の注記

1. その他の収益及びその他の費用

(1) その他の収益

その他の収益のうち、主なものは以下のとおりです。

(コラーゲン事業及び歯科用商品販売事業の譲渡)

コラーゲン事業及び歯科用商品販売事業に対する支配の喪失に伴って認識した譲渡益1,127百万円を「その他の収益」に計上しています。詳細は、その他の注記「7. 支配の喪失」に記載のとおりです。

(2) その他の費用

その他の費用のうち、主なものは以下のとおりです。

(品質関連費用)

各国当局の医療機器に対する品質法規制を遵守し、品質保証機能を強化する目的で、コンプライメント対応、医療機器報告(MDR)、プロセスおよび設計の検証等の改善活動費用23,041百万円を「その他の費用」に計上しています。

(Veran Medical Technologies, Inc. 製品の製造・販売終了に関する損失)

Veran Medical Technologies, Inc.の電磁ナビゲーションシステムの製造・販売終了に関する損失51,886百万円(棚卸資産評価損2,337百万円、固定資産の減損損失41,704百万円(注)、製品の自主回収に伴う費用等7,846百万円)を「その他の費用」に計上しています。

(注) 固定資産の減損損失の内容については、その他の注記「10. 非金融資産の減損」に記載のとおりです。

(開発資産及び仕掛中の研究開発の減損損失)

内視鏡事業における開発資産及び仕掛中の研究開発について、市場環境の変化等の影響により取得時に想定していた収益を見込めなくなったことから回収可能価額まで減額し、減損損失をそれぞれ6,002百万円、4,565百万円認識し、「その他の費用」に計上しています。また、治療機器事業における開発資産について、市場環境の変化等の影響により取得時に想定していた収益を見込めなくなったことから回収可能価額まで減額し、減損損失を2,346百万円認識し、「その他の費用」に計上しています。

(社外転進支援制度の実施)

当社および当社グループ会社が実施した社外転進支援制度による特別支援金の支給や再就職の支援において発生する費用として、5,851百万円を「その他の費用」に計上しています。

(株式取得契約の締結と同契約の解除)

当社は、2024年3月7日付で、韓国の医療機器メーカーTaewoong Medical Co., Ltd.の元株主との合意に基づき、2023年2月24日に締結した株式取得契約を解除しました。株式取得契約の締結及び同契約の解除に関連する費用として、1,966百万円を「その他の費用」に計上しています。

(整形外科事業に関する損失)

整形外科事業に関する損失8,588百万円(のれんの減損損失3,802百万円、のれんを除く無形資産の減損損失2,356百万円、有形固定資産の減損損失2,430百万円(注))を「その他の費用」に計上しています。

(注) 固定資産の減損損失の内容については、その他の注記「10. 非金融資産の減損」に記載のとおりです。

2. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績の評価を行うために、定期的に報告を行う単位となっているものです。

当社グループは、従来「内視鏡事業」「治療機器事業」「科学事業」及び「その他事業」の4区分を報告セグメントとしていましたが、前連結会計年度より「内視鏡事業」「治療機器事業」及び「その他事業」の3区分を報告セグメントとすることに変更しています。この変更は、当社が、ベインキャピタルが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66との間に、科学事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結したことに伴い、科学事業を非継続事業に分類したことによるものです。非継続事業の詳細については、その他の注記「5. 非継続事業」に記載のとおりですが、科学事業を行っているエビデント株式の譲渡は、2023年4月3日に完了しています。

なお、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスは以下のとおりです。

報告セグメント	主要な製品及びサービス
内視鏡事業	消化器内視鏡、外科内視鏡、医療サービス
治療機器事業	消化器科処置具、泌尿器科製品、呼吸器科製品、エネルギー・デバイス、耳鼻咽喉科製品、婦人科製品
その他事業	生体材料、整形外科用器具

(2) 報告セグメントの収益、業績及びその他の項目

報告セグメントによる収益、業績及びその他の項目は、以下のとおりです。なお、報告セグメントの会計処理の方法は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項」における記載と同一です。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注2,4, 5,6)	連結計算書類 計上額
	内視鏡	治療機器	その他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	586,617	337,331	12,262	936,210	—	936,210
セグメント間の売上高 (注1)	—	—	121	121	△121	—
計	586,617	337,331	12,383	936,331	△121	936,210
営業利益又は損失	104,684	△8,466	△7,809	88,409	△44,811	43,598
金融収益						2,562
金融費用						10,306
税引前利益						35,854
その他の項目						
持分法による投資損益	△332	△26	—	△358	—	△358
減価償却費及び償却費	41,501	18,184	961	60,646	5,294	65,940
減損損失(注3)	10,890	44,315	8,588	63,793	775	64,568
セグメント資産	637,036	469,186	12,660	1,118,882	415,334	1,534,216
持分法で会計処理され ている投資	—	479	—	479	—	479
資本的支出	50,674	19,295	1,452	71,421	9,306	80,727

(注1) セグメント間の売上高は、市場実勢価格に基づいています。

(注2) 営業利益(又は損失)の調整額は、セグメント間取引消去並びに報告セグメントに帰属しない一般管理費及び基礎的研究費等からなる全社費用です。

(注3) 治療機器事業の営業損失には、Veran Medical Technologies, Inc.製品の製造・販売終了に伴い発生した損失51,886百万円が含まれていますが、詳細については、その他の注記「1. その他の収益及びその他の費用」をご覧ください。また、当該損失のうち、減損損失は41,704百万円になります。詳細については、その他の注記「10. 非金融資産の減損」に記載のとおりです。

(注4) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産です。

(注5) 減価償却費及び償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる減価償却費及び償却費です。

(注6) 資本的支出の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる固定資産の増加額です。

3. 売却目的で保有する資産及び直接関連する負債

売却目的で保有する資産の内訳は、以下の通りです。

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2024年3月31日)	
資産	
土地	41
建物及び構築物	14
合計	55

当連結会計年度末に売却目的保有に分類した資産は、経営資源最適化の観点から内視鏡事業セグメント及び治療機器事業セグメントに帰属する資産であり、期末日から1年以内に売却することを予定しています。

4. 企業結合

(暫定的な金額の修正)

前連結会計年度において発生した下記の企業結合について、当連結会計年度において暫定的な金額の修正を行っています。これに伴い、連結財政状態計算書の前連結会計年度末の数値の遡及的な修正を行っています。

(Odin Medical Ltd.の取得)

現金を対価とする株式取得により、Odin Medical Ltd.は2022年12月19日付で当社の連結子会社となっています。

当連結会計年度において、当該企業結合における取得日現在の取得資産及び引受負債の公正価値の測定に関して、一部の取得資産及び引受負債の公正価値を修正しています。なお、当該企業結合については、当連結会計年度において取得資産、引受負債及びのれんの当初の測定が完了しています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末の 暫定的な公正価値	その後の修正	修正後の公正価値
支払対価の公正価値			
現金	3,982	-	3,982
条件付対価	4,095	-	4,095
合計	8,077	-	8,077
取得資産及び引受負債の公正価値			
現金及び現金同等物	148	-	148
その他の流動資産	1	-	1
有形固定資産	3	-	3
無形資産	2,434	1,521	3,955
営業債務及びその他の債務	△28	-	△28
その他の流動負債	△99	-	△99
繰延税金負債	△606	△380	△986
その他の非流動負債	△74	-	△74
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	1,779	1,141	2,920
のれん	6,298	△1,141	5,157
合計	8,077	-	8,077

この修正に伴い、前連結会計年度の連結財政状態計算書において、無形資産及び繰延税金負債が、それぞれ1,574百万円及び393百万円増加し、のれんが1,181百万円減少しています。

5. 非継続事業

(1) 非継続事業の概要

当社は、2022年8月29日付で、ペインキャピタルが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66と、当社の科学事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結しました。これに伴い、前連結会計年度より、科学事業に関わる損益を非継続事業に分類しています。なお、科学事業を行っているエビデント株式の譲渡は、2023年4月3日に完了しています。詳細は、その他の注記「7. 支配の喪失」に記載のとおりです。

(2) 非継続事業の損益

非継続事業の損益は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	-
売上原価	-
売上総利益	-
販売費及び一般管理費	244
持分法による投資損益	-
その他の収益（注1）	349,151
その他の費用（注2）	631
営業利益	348,276
金融収益	-
金融費用	-
税引前利益	348,276
法人所得税費用（注3）	132,320
非継続事業からの当期利益	215,956

（注1）その他の収益には、科学事業の譲渡益が349,037百万円含まれています。

（注2）その他の費用には、科学事業の分社化及びその経営体制の強化に係る費用が161百万円含まれています。

（注3）法人所得税費用には、科学事業の譲渡益に関連する税金費用120,313百万円が含まれています。

(3) 非継続事業のキャッシュ・フロー

非継続事業のキャッシュ・フローは、以下の通りです。

(単位：百万円)

非継続事業のキャッシュ・フロー	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	△57,569
投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)	431,091
財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	-

(注) 投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)には、当連結会計年度において、科学事業の譲渡による収入379,091百万円及び株式会社エビデントからの貸付金の回収による収入52,000百万円が含まれています。

6. 自己株式の取得及び消却

(自己株式の消却)

当社は、2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき、2024年2月29日付で自己株式の消却を行いました。この消却により自己株式は、当連結会計年度において51,032,000株減少しました。

当該消却の影響として、自己株式が104,795百万円減少し(資本におけるマイナス表示額の縮小)、資本剰余金についても104,795百万円減少しています。

なお、上記消却の金額は資本剰余金の中のその他資本剰余金から減額していますが、その他資本剰余金を上回る金額については利益剰余金より減額しています。

また、当連結会計年度末後の自己株式の消却については、「重要な後発事象に関する注記」に記載していません。

(自己株式の処分)

当社は、2023年6月14日付及び2023年7月25日付で事後交付型譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式の処分を行いました。この処分により自己株式は、当連結会計年度において554,030株減少しました。

当該処分の影響として、自己株式が1,233百万円減少しています。

(自己株式の取得)

当社は、2023年5月12日及び2023年11月9日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施しました。

(1) 2023年5月12日開催の取締役会における決議内容

1. 取得対象株式の種類	当社普通株式
2. 取得しうる株式の総数	55,000,000株(上限)
3. 株式の取得価額の総額	100,000百万円(上限)
4. 取得期間	2023年5月15日～2024年1月31日
5. 取得方法	取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付

(2) 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式

1. 取得した株式の総数	51,032,000株
2. 株式の取得価額の総額	100,000百万円
3. 取得期間	2023年5月15日～2023年11月8日(受渡ベース)

(3) 2023年11月9日開催の取締役会における決議内容

1. 取得対象株式の種類	当社普通株式
2. 取得しうる株式の総数	53,000,000株(上限)
3. 株式の取得価額の総額	80,000百万円(上限)
4. 取得期間	2023年11月10日～2024年3月31日
5. 取得方法	取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付

(4) 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式

1. 取得した株式の総数	37,446,500株
2. 株式の取得価額の総額	80,000百万円
3. 取得期間	2023年11月10日～2024年3月26日(受渡ベース)

また、当連結会計年度末後の自己株式の取得については、「重要な後発事象に関する注記」に記載していません。

7. 支配の喪失

(科学事業の譲渡)

(i) 取引の概要

当社は、科学事業を行っている当社の連結子会社である株式会社エビデント(以下、エビデント)の全株式をベインキャピタルが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66へ譲渡する契約を2022年8月29日に締結し、2023年4月3日をもって譲渡手続きを完了しました。この結果、当社は同日付を以てエビデントに対する支配を喪失しました。

(ii) 支配の喪失を伴う資産及び負債

(単位：百万円)	
	金額
流動資産	118,936
非流動資産	50,119
資産合計	169,055
流動負債	30,657
非流動負債	12,497
負債合計	43,154

(iii) 支配の喪失に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)	
	金額
支配喪失の対価として受け取った現金及び現金同等物	418,166
事業譲渡に関連する費用	△2,892
支配を喪失した子会社における現金及び現金同等物	△36,183
科学事業の譲渡による収入(注)	379,091

(注)科学事業の譲渡による収入は、連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)において投資活動によるキャッシュ・フローに含まれています。

(iv) 支配の喪失に伴う損益

エビデントに対する支配の喪失に伴って認識した譲渡益は349,037百万円であり、連結損益計算書上、「非継続事業からの当期利益」に含まれています。

(Gyrus Medical Limitedの譲渡)

(i) 取引の概要

当社は、当社の連結子会社であるGyrus Medical Limited(以下、GML)の全株式をATL TECHNOLOGY UK HOLDINGS LIMITEDへ譲渡する契約を2023年4月21日付で締結しました。

当株式譲渡契約に基づく株式の譲渡は、同日完了し当社はGMLに対する支配を喪失しました。

(ii) 支配の喪失を伴う資産及び負債

(単位：百万円)	
	金額
流動資産	2,226
非流動資産	1,285
資産合計	3,511
流動負債	688
非流動負債	17
負債合計	705

(iii) 支配の喪失に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)	
	金額
支配喪失の対価として受け取った現金及び現金同等物	4,429
支配を喪失した子会社における現金及び現金同等物	△0
子会社の売却による収入(注)	4,429

(注)子会社の売却による収入は、連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)において投資活動によるキャッシュ・フローに含まれています。

(iv) 支配の喪失に伴う損益

GMLに対する支配の喪失に伴って認識した譲渡益は115百万円であり、連結損益計算書上、「その他の収益」に含まれています。

(カラーゲン事業及び歯科用商品販売事業の譲渡)

(i) 取引の概要

当社の連結子会社であるオリンパステルモバイオマテリアル株式会社は、2023年3月28日付で株式会社ジーシーとの間で当社グループの「その他事業」に含まれるカラーゲン製品の開発・製造・販売事業及び歯科用商品販売事業の譲渡に関する会社分割契約を締結しています。当該契約に基づき、2023年7月3日に当該事業の譲渡を完了しています。この結果、当社は同日付を以てカラーゲン事業及び歯科用商品販売事業に対する支配を喪失しました。

(ii) 支配の喪失を伴う資産及び負債

	(単位：百万円)
	金額
流動資産	158
非流動資産	399
資産合計	557
流動負債	28
非流動負債	-
負債合計	28

(iii) 支配の喪失に伴うキャッシュ・フロー

	(単位：百万円)
	金額
支配喪失の対価として受け取った現金及び現金同等物	1,769
事業譲渡に関連する費用	△113
カラーゲン事業及び歯科用商品販売事業の譲渡による収入 (注)	1,656

(注)カラーゲン事業及び歯科用商品販売事業の譲渡による収入は、連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)において投資活動によるキャッシュ・フローに含まれています。

(iv) 支配の喪失に伴う損益

カラーゲン事業及び歯科用商品販売事業に対する支配の喪失に伴って認識した譲渡益は1,127百万円であり、連結損益計算書上、「その他の収益」に含めています。

8. 営業債権及びその他の債権

当社は、2024年3月7日付で、韓国の医療機器メーカーTaewoong Medical Co., Ltd.の元株主との合意に基づき、2023年2月24日に締結した株式取得契約を解除しました。連結財政状態計算書における「営業債権及びその他の債権」には、株式取得契約の解除に伴う未収入金が、流動資産に6,056百万円、非流動資産に6,697百万円それぞれ含まれています。

9. 引当金

(当社製品の自主回収)

当社が行う自主的な市場調査の結果、当社の品質基準に照らし合わせ、患者さんの安全確保を最優先に考え、対象の小腸内視鏡システムの自主回収を行うことを決定しました。この市場対応にかかる費用として、当連結会計年度において、内視鏡事業の売上原価に4,157百万円を引当金として計上しています。

(高速気腹装置の市場是正措置に係る引当金)

高速気腹装置の市場是正措置に係る費用として、当連結会計年度において、内視鏡事業の売上原価に5,238百万円を引当金として計上しています。

10. 非金融資産の減損

当社グループでは、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識しています。非金融資産に関する減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しています。

事業資産においては、主として事業セグメントの区分ごと、処分予定資産においては、廃棄・売却等により処分が予定されている資産ごと、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングしています。

当連結会計年度に認識した主な減損損失は以下のとおりです。

(Veran Medical Technologies, Inc. 製品の製造・販売終了に関する損失)

Veran Medical Technologies, Inc. (以下、VMT社) の電磁ナビゲーションシステムの製造・販売終了に伴い、関連する固定資産を回収可能価額まで減額し、減損損失41,704百万円(のれん20,227百万円、技術関連資産16,077百万円、商標権250百万円、仕掛中の研究開発3,601百万円、ライセンス利用権1,157百万円等)を計上しています。治療機器セグメントに含まれるVMT社製品の製造・販売に関連する固定資産については、買収完了以降、治療機器事業セグメント内の他の資産とのシナジー等を考慮し、当事業セグメントを資金生成単位とした減損テストを実施していましたが、当連結会計年度において買収時に想定していた既存の呼吸器製品との組み合わせによる呼吸器疾患の早期診断・低侵襲治療の実現という当初の目的を達成することが困難であることが判明したこと、さらに社内でも求められる品質基準を満たさないことが判明したことを受けて同社製品の開発・販売を終了することを決定したことから、事業セグメント単位ではなく、同社の買収に関して発生した固定資産に対して個別に減損テストを実施しています。回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値であり、当該資産は売却が困難であるため、処分費用控除後の公正価値を零としています。なお、公正価値の

測定レベルは、レベル3です。公正価値の測定レベルについては、「金融商品に関する注記」に記載していません。

VMT 社については、VMT社が有する電磁ナビゲーションシステムやこれに関連する様々なデバイスと当社の気管支鏡システムを組み合わせることで、呼吸器疾患の早期診断・低侵襲治療を進歩させることを目的として、2020年12月に当社グループがVMT社を買収し、呼吸器科分野の事業成長を図ってきました。しかしながら、自主調査の結果、VMT社の技術及び製品が当社グループの品質基準に適合しないことが判明したため、当社は、2023年2月に当該製品の出荷を停止し、さらなる分析と今後の対応を検討してきました。患者さんの安全を最優先に検討した結果、当該製品が当社の品質基準を満たすためには多大なコストが必要であること、出荷再開までに長い時間がかかること、また顧客の臨床ニーズが急速に変化していることから、2023年9月6日に当該製品の製造・販売の終了を決定しました。当該製品の製造・販売終了に伴う損失の金額は、その他の注記「1. その他の収益及びその他の費用」に記載しています。

（整形外科事業に関する損失）

その他事業セグメントに属する整形外科事業の資産について、市場環境の変化等の影響により想定していた収益が見込めなくなったことから回収可能価額まで減額し、減損損失8,588百万円（のれん3,802百万円、特許権1,407百万円、開発資産918百万円、土地271百万円、建物及び構築物512百万円、工具、器具及び備品1,219百万円、機械装置及び運搬具180百万円、使用権資産189百万円等）を計上しています。回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値です。なお、公正価値の測定レベルは、レベル3です。公正価値の測定レベルについては、「金融商品に関する注記」に記載しています。

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

（単位：百万円）

科目	2024年3月期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前利益	35,854
非継続事業からの税引前利益	348,276
減価償却費及び償却費	65,940
減損損失	64,568
受取利息及び受取配当金	△2,376
支払利息	5,409
固定資産売却損益（△は益）	456
持分法による投資損益（△は益）	358
科学事業の譲渡益	△349,037
営業債権及びその他の債権の増減額（△は増加）	△11,851
棚卸資産の増減額（△は増加）	△19,072
営業債務及びその他の債務の増減額（△は減少）	△5,935
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	1,013
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△3,269
引当金の増減額（△は減少）	9,083
その他	42,765
小計	182,182
利息の受取額	2,365
配当金の受取額	11
利息の支払額	△4,803
法人所得税の支払額	△137,390
営業活動によるキャッシュ・フロー	42,365

科目	2024年3月期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△46,425
有形固定資産の売却による収入	1,471
無形資産の取得による支出	△18,199
投資有価証券の取得による支出	△28
科学事業の譲渡による収入	379,091
コーラゲン事業及び歯科用商品販売事業の譲渡による収入	1,656
子会社の売却による収入	4,472
貸付金の回収による収入	53,373
条件付対価の決済による支出	△2,966
株式取得契約に基づく支出	△43,647
株式取得契約の解除に伴う回収額	31,110
その他	84
投資活動によるキャッシュ・フロー	359,992
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額（△は減少）	△3
リース負債の返済による支出	△19,518
長期借入金の返済による支出	△40,000
配当金の支払額	△20,057
非支配持分への配当金の支払額	△183
自己株式の取得による支出	△180,002
社債の償還による支出	△10,000
非支配持分からの子会社持分取得による支出	△2,921
その他	△3,326
財務活動によるキャッシュ・フロー	△276,010
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,074
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	135,421
現金及び現金同等物の期首残高	205,512
現金及び現金同等物の期末残高	340,933

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2024年3月期 2024年3月31日現在	科目	2024年3月期 2024年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	469,071	流動負債	210,306
現金及び預金	190,105	買掛金	35,448
受取手形	3	1年内償還予定の社債	20,000
売掛金	67,070	1年内返済予定の長期借入金	50,000
製品	38,795	リース債務	223
仕掛品	1,465	未払金	9,127
原材料及び貯蔵品	56,075	未払費用	34,406
短期貸付金	50,056	未払法人税等	12,007
未収入金	36,357	預り金	48,910
未取還付法人税等	23,344	製品保証引当金	7
その他	6,698	事業構造改革引当金	55
貸倒引当金	△ 897	その他	123
固定資産	485,854	固定負債	231,707
有形固定資産	58,760	社債	125,705
建物	36,000	長期借入金	105,000
構築物	1,428	リース債務	859
機械及び装置	2,506	長期預り金	29
車両運搬具	5	その他	114
工具、器具及び備品	7,914	負債合計	442,013
土地	8,574	純資産の部	
リース資産	1,102	株主資本	516,241
建設仮勘定	1,231	資本金	124,643
無形固定資産	5,666	資本剰余金	91,063
ソフトウェア	3,008	資本準備金	91,063
ソフトウェア仮勘定	2,617	利益剰余金	402,552
施設利用権等	41	その他利益剰余金	402,552
投資その他の資産	421,428	圧縮記帳積立金	927
投資有価証券	1,284	繰越利益剰余金	401,625
関係会社株式	370,083	自己株式	△ 102,017
関係会社出資金	612	評価・換算差額等	△ 3,589
前払年金費用	15,461	その他有価証券評価差額金	311
長期未収入金	9,846	繰延ヘッジ損益	△ 3,900
繰延税金資産	11,198	新株予約権	260
その他	17,521	純資産合計	512,912
貸倒引当金	△ 4,577	負債純資産合計	954,925
資産合計	954,925		

損益計算書

(単位：百万円)

科目	2024年3月期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	379,373
売上原価	261,053
売上総利益	118,320
販売費及び一般管理費	76,413
営業利益	41,907
営業外収益	104,983
(受取利息)	89
(受取配当金)	100,044
(その他)	4,850
営業外費用	11,751
(支払利息)	891
(社債利息)	643
(為替差損)	1,317
(シンジケートローン手数料)	5
(事業構造改革費用)	161
(品質関連費用)	2,605
(株式取得契約の締結及び解除関連費用)	2,528
(その他)	3,601
経常利益	135,139
特別利益	249,792
(固定資産売却益)	238
(投資有価証券売却益)	55
(関係会社株式売却益)	248,667
(抱合せ株式消滅差益)	32
(訴訟関連受取金)	800
特別損失	2,861
(減損損失)	994
(投資有価証券売却損)	54
(早期割増退職金等)	1,800
(開発中止に伴う損失)	13
税引前当期純利益	382,070
法人税、住民税及び事業税	17,584
過年度法人税等	12,007
法人税等調整額	58,866
当期純利益	293,613

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金		
2023年4月1日残高	124,643	91,063	—	91,063	963	232,887	233,850
当期変動額							
剰余金の配当						△20,057	△20,057
当期純利益						293,613	293,613
自己株式の取得							
自己株式の処分			△59	△59			
自己株式の消却			△104,795	△104,795			
利益剰余金から資本 剰余金への振替			104,854	104,854		△104,854	△104,854
圧縮記帳積立金の取崩					△36	36	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	△36	168,738	168,702
2024年3月31日残高	124,643	91,063	—	91,063	927	401,625	402,552

項目	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2023年4月1日残高	△28,086	421,470	236	△3,676	△3,440	279	418,309
当期変動額							
剰余金の配当		△20,057					△20,057
当期純利益		293,613					293,613
自己株式の取得	△180,002	△180,002					△180,002
自己株式の処分	1,276	1,217				△19	1,198
自己株式の消却	104,795	—					—
利益剰余金から資本 剰余金への振替		—					—
圧縮記帳積立金の取崩		—					—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			75	△224	△149		△149
当期変動額合計	△73,931	94,771	75	△224	△149	△19	94,603
2024年3月31日残高	△102,017	516,241	311	△3,900	△3,589	260	512,912

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ①満期保有目的の債券 ……………償却原価法
- ②子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- ③其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ取引により生ずる……………時価法

債権および債務

(3) 棚卸資産 ……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) ……………定額法

- ①車両運搬具、工具及び備品 ……………法人税法に基づく耐用年数によっています。
- ②その他の有形固定資産 ……………機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) ……………定額法

法人税法に基づく耐用年数によっています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (3年から5年) によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していません。
リース取引に係るリース資産 ……………

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、当社所定の基準により計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌期より費用処理しています。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、債務超過額のうち当社負担見込額を計上しています。

(5) 事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、内視鏡事業、治療機器事業の製品販売を主な事業としています。

内視鏡事業

内視鏡事業においては、消化器内視鏡、外科内視鏡などの医療機器の販売及び修理などの医療サービスを行っており、グループ会社を主な顧客としています。

内視鏡事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。製品の修理については、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しています。これらによる収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

治療機器事業

治療機器事業においては、消化器科処置具、泌尿器科製品、呼吸器科製品、エネルギー・デバイス並びに耳鼻咽喉科製品及び婦人科製品などの医療機器の販売を行っており、グループ会社を主な顧客としています。

治療機器事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 ………支出時に全額費用として処理しています。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお為替予約が付されている外貨建売掛金及び外貨建未収入金については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段 ……為替予約取引、金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引

・ヘッジ対象 ……外貨建売掛金の予定取引、借入金、外貨建社債、外貨建社債利息、外貨建預金、外貨建未収入金

③ヘッジ方針

デリバティブに関する権限及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、ならびに金利変動リスクをヘッジしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	79,990百万円
2. 偶発債務	
保証債務	3,612百万円
上記は関係会社に対する保証予約等です。	
3. 関係会社に対する短期金銭債権	141,381百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	88,901百万円
5. 貸倒引当金	
貸倒引当金のうち3,149百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金3,149百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求しており、当期において一部を回収しています。	

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	372,695百万円
仕入高	267,252百万円
その他の営業取引	34,237百万円
営業取引以外の取引による取引高	107,300百万円

会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用、資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されており、その影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しています。

計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりです。

1. 棚卸資産の評価

棚卸資産は、取得原価で測定していますが、報告期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しています。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しています。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。当事業年度の計算書類に計上した棚卸資産の金額は96,335百万円です。

2. 固定資産の減損

当社は、有形固定資産および無形固定資産のうち事業年度末現在で減損している可能性を示す兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し減損損失を計上しています。減損損失の認識および測定にあたり、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しています。これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。当事業年度の計算書類に計上した有形固定資産および無形固定資産の金額はそれぞれ58,760百万円、5,666百万円であり、減損損失は994百万円計上しています。

3. 偶発債務

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には開示しています。

4. 退職給付債務の測定

退職給付制度については、退職給付債務と年金資産の公正価値及び数理差異等の未認識項目の純額を負債又は資産として認識しています。

退職給付債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれています。これらの前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しています。

これら年金数理計算の前提条件は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、退職給付債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

当事業年度の計算書類に計上した前払年金費用の金額は15,461百万円です。

5. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。

課税所得が生じる可能性の判断においては、成長率や営業利益率等の仮定を含む事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産(純額)の金額は11,198百万円であり、繰延税金負債と相殺前の金額は17,261百万円です。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,215,146,700株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 49,514,907株

当事業年度における普通株式の自己株式は、単元未満株式の買取りにより980株増加、ストックオプションの行使により20,400株減少、業績連動型株式報酬の退任取締役および執行役員からの無償取得により639株増加、譲渡制限付株式報酬の株式処分により554,030株減少、自己株式の取得により88,478,500株増加、自己株式の消却により51,032,000株減少しています。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)

棚卸資産	2,910百万円
前払費用	2,863百万円
未払賞与	1,528百万円
有形固定資産	3,786百万円
無形固定資産	2,922百万円
投資有価証券	1,315百万円
関係会社株式	32,519百万円
貸倒引当金	1,676百万円
繰延ヘッジ損益	1,721百万円
その他	3,125百万円
繰延税金資産小計	54,365百万円
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△37,104百万円
繰延税金資産合計	17,261百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△54百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△409百万円
前払年金費用	△4,734百万円
その他	△866百万円
繰延税金負債合計	△6,063百万円
繰延税金資産の純額	11,198百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	竹内 康雄	所有 直接 0.0	当社取締役 代 表執行役 会長 兼ESG Officer	金銭報酬債権 の現物出資 (注3)	303	—	—
役員	ホセ・イグナシオ・アビ ア・プエナチェ	所有 直接 0.0	当社執行役 兼 CSO (注1)	金銭報酬債権 の現物出資 (注3)	241	—	—
役員	シュテファン・カウフマン	所有 直接 0.0	当社取締役 代 表執行役 社長 兼CEO	金銭報酬債権 の現物出資 (注3)	230	—	—
役員	武田 睦史	所有 直接 0.0	当社執行役 兼 CFO (注1)	金銭報酬債権 の現物出資 (注3)	91	—	—
役員	小林 哲男	所有 直接 0.0	当社執行役 兼 CMSO	金銭報酬債権 の現物出資 (注3)	23	—	—
役員	アンドレ・ヘリベルト・ロ ーガン	所有 直接 0.0	当社執行役 兼 CTO	金銭報酬債権 の現物出資 (注3)	16	—	—
役員	大久保 俊彦	所有 直接 0.0	当社取締役	金銭報酬債権 の現物出資 (注3)	14	—	—
役員	大月 重人	所有 直接 0.0	当社執行役 兼 CHRO	金銭報酬債権 の現物出資 (注3)	13	—	—
役員	古閑 信之	所有 直接 0.0	当社取締役 (注2)	金銭報酬債権 の現物出資 (注4)	11	—	—
役員	岩村 哲夫	所有 直接 0.0	当社社外取締役 (注2)	金銭報酬債権 の現物出資 (注4)	11	—	—

(注1) 2024年3月31日付で役員を退任しており、上記は在任期間に係る当期の取引を記載しております。

(注2) 2023年6月27日付で役員を退任しており、上記は在任期間に係る当期の取引を記載しております。

(注3) 業績連動型株式報酬制度、事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

(注4) 事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	439円81銭
2. 1株当たり当期純利益	241円97銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2023年11月9日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議し、2024年4月30日付で自己株式を消却しています。

(1) 消却に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--------------------------------------|
| 1. 消却対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 消却する株式の総数 | 37,446,500株 (消却前の発行済株式総数に対する割合3.08%) |
| 3. 消却日 | 2024年4月30日 |
| 4. 消却後の発行済株式総数 | 1,177,700,200株 |

また、当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元強化および資本効率の向上を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|---|---------------------------|
| 1. 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 取得しうる株式の総数
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 5.15%) | 60,000,000株 (上限) |
| 3. 株式の取得価額の総額 | 100,000百万円 (上限) |
| 4. 取得期間 | 2024年5月13日～2024年12月31日 |
| 5. 取得方法 | 取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付 |

(3) 消却に係る事項の内容

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1. 消却対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 消却する株式の総数 | 上記(2)により取得した自己株式の全株式数 |
| 3. 消却予定日 | 2025年1月31日 |

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社です。

その他の注記

(品質関連費用)

各国当局の医療機器に対する品質法規制を遵守し、品質保証機能を強化する目的で、コンプライメント対応、医療機器報告 (MDR)、プロセスおよび設計の検証等の改善活動費用2,605百万円を「品質関連費用」に計上しています。

(株式取得契約の締結及び解除関連費用)

当社は、2024年3月7日付で、韓国の医療機器メーカーTaewoong Medical Co., Ltd.の元株主との合意に基づき、2023年2月24日に締結した株式取得契約を解除しました。株式取得契約の締結及び同契約の解除に関連する費用として、2,528百万円を「株式取得契約の締結及び解除関連費用」に計上しています。

(社外転進支援制度の実施)

当社が実施した社外転進支援制度による特別支援金の支給や再就職の支援において発生する費用として、1,800百万円を「早期割増退職金等」に計上しています。

(過年度法人税等)

過年度の税務申告に関して、東京国税局と見解に相違があり、法人税の追加納付が発生する可能性を評価し、当該見込み額を過年度法人税等として計上しています。

(未収入金及び長期未収入金)

当社は、2024年3月7日付で、韓国の医療機器メーカーTaewoong Medical Co., Ltd.の元株主との合意に基づき、2023年2月24日に締結した株式取得契約を解除しました。株式取得契約の解除に伴い、6,056百万円を「未収入金」に、6,697百万円を「長期未収入金」に計上しています。

企業結合等関係
(科学事業の譲渡)

当社は、2022年8月29日付で、ベインキャピタルが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66と、科学事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結し、2023年4月3日付で譲渡を完了しています。

(1) 譲渡の理由

当社は、真のグローバルなメディカル・テクノロジーカンパニーとして、持続的な成長を実現させるための経営戦略（以下「本経営戦略」）を2019年11月6日付で公表しました。本経営戦略に基づき、内視鏡事業及び治療機器事業を中心とした医療分野に積極的に経営資源を投入し、持続的な成長を実現するための経営基盤の強化に努めています。このような状況において、当社は、医療分野とは事業特性が異なる科学事業を株式会社エビデント（以下「エビデント」）に承継させ、それぞれの特性に合った経営体制を確立することで、当社グループ全体の企業価値向上に注力するとともに、エビデントの株式譲渡等を含むあらゆる選択肢の検討作業を進めてまいりました。その検討の結果、本経営戦略に基づき、エビデントの全株式をベインキャピタルに譲渡することが、当社グループの企業価値向上及び科学事業の自律的かつ持続的な成長の実現に最適であるとの結論に至りました。

(2) 株式譲渡の相手先の名称

株式会社BCJ-66

(3) 株式譲渡の時期

2023年4月3日

(4) 異動する連結子会社の名称、事業内容及び取引内容

名称：株式会社エビデント
事業内容：生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器、X線分析計等の開発、製造、販売及びソリューションの提供等に関する事業
当社との取引内容：資金の援助

(5) 譲渡する株式数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

①譲渡前の所有株式数：100株（持分比率：100%）
②譲渡株式数：100株
③譲渡後の所有株式数：-株（持分比率：-%）
④譲渡価額：427,674百万円
2024年3月期において、子会社株式譲渡による売却益247,264百万円を「関係会社株式売却益」に計上しています。

(子会社株式の譲渡)

当社は、2023年2月10日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるティーメディクス株式会社（以下、「ティーメディクス」）の全株式を、当社の連結子会社であるオリンパスマーケティング株式会社（以下、「オリンパスマーケティング」）へ譲渡することを決議し、2023年4月3日に譲渡が完了しました。

(1) 譲渡の理由

当社は、戦略目標達成に向けて、日本地域販売機能における基盤強化、さらなる収益力の改善、体質改革を行う必要があり、その一環として2021年10月に日本地域の医療事業の販売機能としてオリンパスマーケティングが発足しました。オリンパスマーケティングとともに日本地域の販売機能を担うティーメディクスとの間で、事業計画の策定や実績集計において会計上の連携（連結）が重要であり、オリンパスマーケティングおよびティーメディクスを俯瞰して適切な事業判断を迅速に行うにあたり、国内販売機能における2社の連結会計の精度の向上と数値の可視化を進める必要がありました。加えて、販売機能として一貫性のあるガバナンスの確保や両社間のリソースの最適活用という点においても、両社の連携が重要であり、2022年6月に検討タスクフォースを設置し、両社の連携強化のためにはティーメディクスをオリンパスマーケティングの子会社にすることが最も適切との判断に至りました。

(2) 株式譲渡の相手先の名称

オリンパスマーケティング株式会社

(3) 株式譲渡の時期

2023年4月3日

(4) 異動する連結子会社の名称、事業内容及び取引内容

名称：ティーメディクス株式会社
事業内容：内視鏡事業製品の賃貸
当社との取引内容：当社製品の販売

(5) 譲渡する株式数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

①譲渡前の所有株式数：1,000株（持分比率：100%）
②譲渡株式数：1,000株
③譲渡後の所有株式数：-株（持分比率：-%）
④譲渡価額：1,529百万円
2024年3月期において、子会社株式譲渡による売却益1,403百万円を「関係会社株式売却益」に計上しています。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書		2024年5月16日
オリンパス株式会社 取締役会 御中	EY新日本有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山崎 隆 浩 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉田 哲 也 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 今野 光 晴	
監査意見		
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリンパス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。		
当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、オリンパス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠		
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容		
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。		
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。		
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。		
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。		
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		
連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任		
経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。		
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。		
監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。		
連結計算書類の監査における監査人の責任		
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。		
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。		
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。		
・さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。		
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。		
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。		
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。		
・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。		
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。		
監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。		
監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。		
利害関係		
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。		

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書		2024年5月16日
オリンパス株式会社 取締役会 御中	EY新日本有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山崎 隆 浩 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉田 哲 也 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 今野 光 晴	
監査意見		
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリンパス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。		
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠		
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容		
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。		
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。		
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。		
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。		
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		
計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任		
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。		
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。		
監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。		
計算書類等の監査における監査人の責任		
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。		
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。		
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。		
・さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。		
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。		
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。		
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。		
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。		
監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。		
監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。		
利害関係		
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。		

以上

監 査 報 告 書

監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容について確認いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

オリンパス株式会社 監査委員会

監査委員 榎 田 恭 正 ㊟

監査委員 市 川 佐 知 子 ㊟

監査委員 観 恒 平 ㊟

常勤監査委員 大 久 保 俊 彦 ㊟

(注) 監査委員榎田恭正、市川佐知子及び観恒平は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

CARE PATHWAY

ご参考 患者さんのために取り組んでいること

“当社は、医療水準の向上につながる ケア・パスウェイの強化に注力します”

○ ケア・パスウェイ

ケア・パスウェイとは、患者さんが経験する予防、診断、治療、予後（経過観察）までの一連の過程です。当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」のため、患者さんのケア・パスウェイに焦点をあてた活動を行っています。患者さんのケア・パスウェイを重視しながら、疾患の包括的な理解と管理を通じてケア・パスウェイを強化するためのソリューションを生み出し、手順を最適化する方法を模索し、患者さんの生活の質（QOL）の向上を目指します。



グローバル・メドテックカンパニーとして



OUR CORE VALUES

 PATIENT FOCUS 患者さん第一 私たちは、いかなる時も患者さんを最優先に考えて行動します	 INTEGRITY 誠実 私たちは、正しい行動を取ります	 INNOVATION イノベーション 私たちは、物事をより良くするために、新しい方法を追求します	 IMPACT 実行実現 私たちは、結果に対する責任を持ち、やり遂げます	 EMPATHY 共感 私たちは、お互いを思いやり、協力し合います
---	--	--	---	--

当社が医療に専心する企業となったことに伴い、従業員一人ひとりに求められる考え方や行動を示す「Our Core Values 私たちのコアバリュー」を2024年1月に改定しました。「PATIENT FOCUS (患者さん第一)」をはじめとする新たなコアバリューのもと、全ての従業員がケア・パスウェイにおける各フェーズの強化に取り組んでいます。

次世代教育支援



当社は、次世代教育支援として教育委員会等と連携し、中学校、高等学校に内視鏡関連機材を用いた出張授業を実施しています。内視鏡の開発の歴史、内視鏡の構造と役割、がんの早期発見・治療、内視鏡の操作体験、開発者からのメッセージなどの学習を通じて、どのような経緯を経て最新鋭の内視鏡が作られてきたか、その医療技術がどのように社会に役立てられているかについて授業を行っています。参加した生徒からは「将来自分もがん検診を受けたい」というコメントが多く聞かれ、アンケートでは約9割の生徒が「授業で学んだことについて、家族に話してみたい」と回答しており、生徒、保護者へのがん啓発につながる活動となっています。



講義の様子



内視鏡操作体験の様子

技術開発



当社は、最上位機種の内視鏡システムである「EVIS X1 (イーヴィス エックスワン)」を全主要地域*で発売しています。「EVIS X1」は、内視鏡による病変の発見・診断・治療の質や検査効率の向上を目指した技術を搭載することで、がんなどの消化器疾患の早期発見・早期診断・低侵襲治療に貢献します。また、当社は、内視鏡のリーディングカンパニーとしての位置付けを確固たるものとし、医療を中心とした事業ポートフォリオの確立に一層注力して、世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現を目指します。



EVIS X1

*日本、欧州、米国、中国およびアジア一部地域

他社との協業

当社は、当期においてソニー株式会社、ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社およびキヤノンメディカルシステムズ株式会社とそれぞれ医療分野に関する協業契約を締結しました。また、日本電信電話株式会社とクラウド内視鏡システムの実証実験を開始しました。それぞれの強みを融合することで、医療水準の向上に貢献し、引き続き企業価値の向上を目指しています。

医療従事者向けのトレーニング



Olympus Continuumは、世界中の医療従事者を対象とした医療教育プログラムと医療トレーニングの包括的プラットフォームです。従来の現地集合型トレーニングだけでなく、オンライントレーニングの拡充、LMS (Learning Management System) ・オンデマンドライブラリなどのウェブトレーニングツールの拡充により、どこからでも教育が受けられる環境を作ってきました。当期は、トレーニング数2,100回*、LMS登録者数63,716名(累計)、オンデマンドライブラリ訪問者数238,445名となり、全世界182か国の医療従事者の方に学習機会を提供しています。



Olympus Continuum画面



トレーニングの様子

* Professional Affairsが関わったトレーニング数 (2024年4月10日時点)

ご参考 ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン (DEI) の取り組み

○ DEIとは

「DEI」は、「Diversity」「Equity」「Inclusion」の頭文字からなる略称です。当社は、多様な背景を持つ従業員がお客さまの多様なニーズや期待をより深く理解し、互いに意見を出し合い、解決策を一緒に考え、新たな価値を創造することで、最終的に私たちの存在意義である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」につながると考えています。



○ 当社におけるDEIの定義

Diversity



ダイバーシティとは、年齢、性別、人種、性的指向、性自認、社会経済的地位、民族、障がいの有無、能力、国籍・文化、言語、宗教、意見、政治的な立場、経験、経歴上の違いの有無にかかわらず、すべての人が尊重されることを指します。

Equity



エクイティとは、会社からもたらされる成長の機会が、従業員一人ひとりの違いによって左右されないことを指します。オリンパスは、誰もがベストなパフォーマンスを発揮できるように、それぞれに適切な機会を提供します。

Inclusion



インクルージョンとは、従業員がおりそのまま受け入れられ、安心して自由に意見を述べられる状態を指します。

CDO (チーフ ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン オフィサー) を新設

当社は、2023年6月にCDO (チーフ ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン オフィサー) を新設し、執行役員の楊文蕾 (やん うえんれい) がCDOに就任しました。DEIが日常業務の一部になり、多様な人材が互いを受け入れ、一人ひとりがベストな状態でパフォーマンスを発揮できるよう、インクルーシブな文化や公平なシステムの構築に継続的に取り組んでいます。



楊文蕾 執行役員

OUR DEI

○ 当社の取り組み

重点領域	取り組み状況
<p>1 ジェンダーとライフプライオリティ</p>	<p>育児とキャリアの両立支援 (グローバル)</p> <p>日本では、男女の育休取得者自身、そして職制・職場を含めて取得しやすい環境を整えるため「本人と上司の対話を促す子育て両立支援ガイドブック」、「業務見直し・外部リソース活用施策」、「出生時育児休職ファイナンシャルサポート」を導入。中国では、テレワークの利用可能日を追加。アメリカでは、養子を迎える人へのサポートを強化。(支援額と有給期間の増加、対象者の拡大)</p> <p>女性管理職候補者を対象としたタレントマネジメント試行と5種類の育成プログラムの実行 (日本)</p> <p>管理職候補者の女性を対象にタレントマネジメントを一部の部門で実施し、ハイポテンシャル層は本人の状況に合わせて育成プログラムを上司が選択できる環境を整え、合計61名が参加。(プログラム一例: マインド変容のためのメンタリング、研修、他社との越境交流ワークショップ)</p> <p>女性管理職の対面型ネットワーキング (日本)</p> <p>これまでに4回開催。2024年3月にはテルモ株式会社と合同で、女性役員のパネルディスカッションを実施。</p>
<p>2 国籍・文化</p>	<p>ピアラーニングプログラム (グローバル)</p> <p>異なる地域の同僚がベアを組み、一定期間にわたってつながりを持つプログラム。試行には複数の部門から66名が参加。2025年度中にグローバルで導入予定。</p>
<p>3 キャリア・経験</p>	<p>レッツゴープログラム (グローバル)</p> <p>部門内の別の拠点・地域へ交換留学するプログラムで、他の国での取り組み、オペレーションを学び、帰国してからナレッジを共有することで経験の幅を広げる。2023年度は海外拠点から日本に6名が滞在(3ヶ月以内)し、2024年度は6名が中国-日本で参加を予定しており、今後も継続予定。</p>
<p>4 インクルーシブな環境</p>	<p>リーダーの理解促進 (グローバル)</p> <p>リーダーのDEIへの理解と具体的な行動を促すため、EMEA、日本でグローバル共通のリーダー向けDEIワークショップを実施し、これまで約1,300名が参加。2024年度はアメリカ、中国、APACでも開催予定。グローバルで基礎的な知識習得と認識の共通化を図る。</p> <p>インクルーシブな文化の構築に向けたDEIイベントの開催とe-learningの実施 (日本)</p> <p>2週間にわたり、管理職向けセミナーやオフラインでの体験型イベント、特例子会社と合同での写真展企画等を実施。延べ参加者は約2,300名。全従業員向けe-learningは受講率93%で、DEIを認識・理解していなかった4割の人の理解浸透が進んだ。</p>

- ・総会当日、会場内の座席数の都合上、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- ・本株主総会は、当日会場にお越しいただくことなく、インターネットによる出席（バーチャル出席）の方法により、ご質問および議決権行使を行っていただくことができます。

会場：

東京都新宿区西新宿
6-6-2 ヒルトン東京
4階「菊の間」

交通：

ア 東京メトロ丸ノ内線
西新宿駅

地下通路 を通り

C8出口 より

徒歩 約3分

ア 都営大江戸線
都庁前駅

地下通路 を通り

C8出口 より

徒歩 約3分

イ JR、小田急線、京王線、
地下鉄各線
新宿駅

西口 より

徒歩 約10分



株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

UD
FONT